



平成 2 9 年 第 3 回
占冠村議会定例会会議録



自 平成 2 9 年 6 月 1 5 日

至 平成 2 9 年 6 月 1 6 日

占 冠 村 議 会

平成29年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月15日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
		村長不出馬表明
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第11号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	承認第12号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第16	承認第13号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第17	報告第1号	平成28年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第18	議案第1号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて
日程第19	議案第2号	占冠村トマム給油施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程第20	議案第3号	占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第21	議案第4号	占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第22	議案第5号	占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第23	議案第6号	平成29年度占冠村一般会計補正予算（第1号）

日程第24	議案第7号	平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第25	議案第8号	平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第26	議案第9号	平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第27	議案第10号	平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算(第1号)

○出席議員(7名)

議長	8番 相川繁治君	副議長	1番 工藤國忠君
	3番 大谷元江君		4番 長谷川耿聰君
	5番 山本敬介君		6番 五十嵐正雄君
	7番 佐野一紀君		

○欠席議員(0名)

○出席説明員

(長部局)

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	平岡卓	総務課長	多田淳史
企画商工課長	松永英敬	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	石坂勝美	林業振興室主幹	鈴木智宏
(教育委員会)			
教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕
(農業委員会)			
事務局長	小林昌弘		
(選挙管理委員会)			
書記長	多田淳史		

(監査委員)

監査委員 鷺尾心英 監査委員 山本敬介
事務局長 小尾雅彦

○出席事務局職員

事務局長 小尾雅彦 主 事 久保璃華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。去る6月7日に開催しました議会運営委員会において今期定例会における会期は、本日15日から16日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で、報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番、佐野一紀君、1番、工藤國忠君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から

6月16日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月16日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は承認第1号から同意案第8号までの33件です。

2、議員提案による案件は決議案第1号から意見書案第4号までの4件です。

審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

3ページをお願いいたします。4、平成29年第2回定例会以降の議員の動向は、3月16日広報特別委員会から以下、記載のとおりであります。

審議資料の8ページから9ページは、平成28年度2月分の例月出納検査結果です。続いて、審議資料の10ページから11ページは、平成28年度3月分の例月出納検査結果です。12ページから13ページは、平成28年度4月分の例月出納検査結果です。14ページから15ページは、平成29年度4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のた

め、発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） みなさんおはようございます。ただいま議長よりお許しがありましたので、行政報告をいたします。審議資料の4ページをお開きください。平成29年3月9日以降の行政報告を申し上げます。まず、報告事項について申し上げますので別紙配布をご参照ください。

一つ目は、占冠村ごみ減量化対策推進委員会についてでございます。3月30日に、村内における廃棄物の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等を検討し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、占冠村ごみ減量化対策推進委員会を開催しました。委員は、行政区長3名、学識経験者2名、公募委員1名の6名で構成しています。

この委員会では、①ごみの排出抑制と資源化等を推進するため、ごみの分別方法について検討、②ごみの減量化、資源化利用を推進し最終処分量の抑制、③ごみ処理関連施設の効率を図り、負担軽減策を検討、④圏域市町村で現在有している施設の共同利用による広域処理を進めることを基本方針に定め、村のごみ処理基本計画を策定するものです。

村内の家庭から排出される一般ごみは、字下トマムにある最終処分場施設で埋め立てており、富良野広域圏から出る生ごみ・し尿処理残渣、小動物の焼却灰も受け入れています。富良野広域圏では、ごみ処理を分担しており、小動物の処置は南富良野町で行い、ペットボトル・空き瓶・廃プラスチック類は中富良野町、生ごみ・し尿処理等は富良野市でそれぞれ資源ごみとして処理を行っています。

本村の最終処分場施設は、平成5年度に第一工区が供用を開始し、現在は平成23年度より第

二工区を使用しています。平成28年度の埋め立て状況は、収集車による搬入が766トン、直接搬入が834トン、計1600トンの実績となっています。10月には、最終処分場施設の残余量調査報告があることから、ごみ減量化対策推進委員会においてごみ処理の議論をしていただき、平成30年1月を目途に占冠村ごみ処理基本計画を策定いたします。

(2) 根室本線対策協議会について。平成28年11月18日、JR北海道は「当社単独で維持することが困難な線区」とした鉄道路線を発表し、その中に根室線が含まれています。本村に根室線の鉄路は通っていませんが、村内の高校生が富良野市内の高校に通うため、南富良野町の金山駅、落合駅を利用し乗車していることから、1月31日に開催された富良野圏域連携協議会委員会（会長能登芳昭富良野市長）において、根室線の維持・存続に向けて根室本線対策協議会に加入の申し入れを行いました。

4月27日に開催された根室本線対策協議会（滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町、新得町で構成、会長能登芳昭富良野市長）の総会が開催され、占冠村の加入が認められました。総会では、本村の加入による規約の一部改正と平成28年度事業報告、輸送密度や営業損益等の調査分析について、平成28年度収支決算と監査報告があり、それぞれ承認されました。また、平成29年度事業計画（案）、収支予算（案）が承認され、沿線市町村、北海道、JR北海道による「三者事務レベル検討会議」の設置、鉄路の維持・存続に向けたフォーラム開催、国に対する要望活動等に取り組むことになりました。

通い慣れた汽車に乗り通学し、勉学やクラブ活動を行い成長し、地域の担い手として活躍が期待される高校生の通学の足をなくすわけにはいきません。また、鉄路に求めるものは人の移

動手段のほかには北海道経済を支えている農林水産物の大量輸送、広域や周遊観光と言った安全で安心な旅を支えるもので、本村も本協議会に加入したことにより北海道を構成している一市町村として、北海道の鉄道を守る活動に参画してまいります。

(3) 占冠村総合戦略検討委員会について。本村の地方創生の取組は、占冠村総合戦略検討委員会の議論をいただき、昨年3月に「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国の交付金を活用するなどして本格的に取り組んでいるところです。昨年度は林業の六次産業化、トمام地区の子育て世帯向け民間賃貸共同住宅の確保などに取り組んだところであります。

5月19日に開催した総合戦略検討委員会では、総合戦略に掲げた数値目標や重要業績評価指標の達成状況を説明しました。平成28年度末時点での数値目標等の17項目の達成率では、目標達成が1項目、概ね予定どおりが4項目、遅れがちなどが12項目となった実績を報告し、目標達成したところは新たな目標の設定を、未実施のところは着手するよう意見が出され、平成29年度以降の取組に反映することにしました。

平成29年度は地方創生推進交付金を活用し、林業六次産業化では広葉樹林の保育や間伐などの施業体系が確立されていないことから、新たに広葉樹林のモデル施業の構築に取り組むため、今回の補正予算に関係予算を計上しております。また、トمام地区子育て世帯移住促進事業では、地域住民への聞き取りや住民ワークショップを通して、トمام地区ならではの移住者の受け入れ体制づくりを明らかにし、移住の促進を図ってまいります。

(4) 鶴川・沙流川減災対策協議会委員会について。5月31日に平取町で鶴川・沙流川減災対策協議会委員会が開催され出席しました。本協議会は、既に減災対策を目的に設立されてお

り、室蘭開発建設部において、鶴川・沙流川の1級河川を対象に、該当する「むかわ町」「日高町」「平取町」と関係機関が構成員となっております。

今回の委員会では、次の理由で規約の改正が提案されました。過去の出水の教訓から、減災に向けたソフト対策は1級、2級河川を区別することなく一体的に検討する必要があるため、北海道が管理する2級河川も参画し、減災に向けた取組を進めて行きたい。また、鶴川の源流は占冠村の日高山脈に発していることから、現状を踏まえると流域一体となって検討する必要があるため、占冠村も鶴川・沙流川減災対策協議会に加入し、減災に向けた取組を進めていきたいとの説明があり承認されました。このことにより、旭川地方气象台、上川総合振興局、上川総合振興局旭川建設管理部、占冠村が新たに構成機関となりました。

本協議会は、関係機関で減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的に推進することを目的に、①現状の水害リスク情報や取組情報の共有、②地域の取組方針の策定、③フォローアップを主な事業としています。本村の対象である2級河川は、鶴川、ペンケニウ川、双珠別川、アリサラップ川、ポンソウシュベツ川、五の沢川、シム川、パンケシュル川、ポロカトمام川、八戸沢川の10河川であり、そのうち重要水防箇所の公開河川として、鶴川3.2km、双珠別川1.8km、パンケシュル川0.4kmの3河川が指定されました。

昨年8月の台風による教訓から、北海道では2級河川で発生しうる大規模水害に対して「迅速・確実な避難のための防災意識向上」、「社会経済被害の最小化」を5年間で達成すべき目標としています。今後、平成29年度から平成33年度の「地域の取組方針」が策定され取組が始まることになっています。

主な用務は記載のとおりでございます。入札につきましては、7ページに記載のとおり、村道トマム団体線災害復旧工事、平成28災第6次査定826号ほか12件を執行しております。以上で行政報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。まず、第1点目に防火体制と避難所の関係でございます。

1つ目としては災害時の非常電源についてお伺いいたします。本年1月の道新に昨年6月1日時点でまとめた総務省消防庁の調査で、道内179市町村の24%に当たる43市町村が災害時の非常電源、これは自家発電なんですけども、を備えていないことが報告されました。全国で非常電源のない市町村の割合は11.9%で道内の整備の遅れが目立っております。非常電源がある136市町村でも、29市町村は水害時に発電機などを守る浸水対策が取られていないことも明らかにされました。消防庁では全国自治体の非常電源を整備し、電源を少なくとも72時間稼働させるための燃料を備蓄することが望ましいとされております。

そこで、3点ほどお伺いしたいと思いますが、まず第1番目に村の発電の状況についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。村の発電機の整備状況でございますが、行政施設として総合センター、それからトマムコミュニティセンター、地域施設

として占冠地域交流館、教育施設として占冠中学校、消防施設として富良野消防占冠支署、福祉施設として小規模多機能型居宅介護施設とま〜る、この6施設において発電機を有しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に2番目でございますが、72時間稼働させるための対策は十分取られているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。各施設とも72時間の連続運転は可能でございますが、燃料タンクの容量によって12時間から最大48時間の稼働時間となっており、燃料の補充が必要となってきます。燃料は軽油になりますが、この保管は2000を越えてはならないとの規定がありますので、その範囲内において各施設で備蓄しておりますが、保管が難しい避難所については備蓄庫の燃料を使用することで対応してまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に3番目でございますが、道新の記事の中で過去には役場が浸水したことがあり、「2階などに移設することがベストだが大規模改修は財政上難しい」とのコメントがあります。災害時の対応を安心なものにするために、必要な対策は整備しなければならぬと思いますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。現在役場、総合センターでございますが、この電源設備、サイレン、無線などの制御関係設備のほとんどが1階に集約されておまして、浸水の際にはその機能が失われることとなります。施設整備の必要性は十分に考えておりますが、これらの施設及び役場機能の移設はコメントの

とおり、現時点では財政上の理由により難しいものと判断しております。避難所になっている占冠中学校の通信環境を整備して対策本部の早期移動により災害対応について万全を尽くしてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと再質問させていただきます。役場の改修は難しいと、これは非常に重要なことでございますので、財政上の問題もありますけども、計画的にやろうという考え方はないか伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 総合センターにつきましては、耐震のこともありまして早急に対応しなければならないとは考えてはおります。ただ、かなりの費用と建設する上でかなりの費用とそれからそれにあてる財源、そういったこともございますので現在はいづ整備できると、そういうことはちょっと明言できない状況でございます。ただ、新しく整備する時は、こういった災害に関する機器については1階でなくて2階等に配備するような配慮は必要であるとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは（2）番目の避難所について伺いいたします。災害時に開設し、障がい者や高齢者を受け入れる「福祉避難所」について伺いいたします。

「福祉避難所」は1995年阪神大震災を機に必要性が認識されまして、2007年能登半島地震で国内初めて開設されました。避難所となり得るのは、特養など福祉施設や公民館などの公共施設で、国は自治体に平時から対象者や利用できる施設を把握し、事前に指定するよう求められているということでございます。村における「対象となる人の把握」「福祉避難所の指定、周知、整備」「物資、器材、人材、移送手段の確

保」「社協や医療機関との連携」「福祉避難所の運営体制の事前整備」についてどのような状況になっているか伺いいたします。

については（2）もありますが、真冬の避難所の対策はどのように考えているかということも併せて伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 避難所についてでございます。本年3月に占冠村地域防災計画の災害時要援護者対策計画を要配慮者対策計画に変更いたしまして、防災担当課と保健福祉担当課が連携して避難行動要支援者に関する情報の共有を行い、防災関係機関、社会福祉協議会等の福祉関係者と連携し、要配慮者に対する情報共有、避難支援体制の整備を推進することを計画に明記いたしました。福祉避難所は保健福祉センターを指定していますが、周知、物資等の整備は不足していますので、周知を徹底するとともに必要な物資、資機材を整備してまいります。

また、同避難所では浸水想定区域内にあるため、水害時に使用することはできませんので、占冠中学校内の保健室、各教室を利用して福祉避難所の機能を確保するため必要資機材の整備、運営体制について整備してまいります。支援者対象については、要支援者名簿の定期的な更新により把握に努めておりますが、保健福祉機関、医療機関との連携が重要になってくることから、避難訓練などを通じてその連携方法を確認しながら体制の整備をしてまいります。

2つ目の真冬の避難対策でございますが、ここ数年雪害による停電などにより、一部地域住民の方々が避難されるという事例がありました。いずれも短時間の避難によりことなきを得ていますが、明かり、暖のない中での長時間の避難は危険を伴うものと認識しております。

本村では発電機による電源の確保、灯油ポータブルストーブ、薪の備蓄による暖の確保、調

理器具に使用する燃料の確保など年次計画で備蓄に努めているところですが、床からの寒さ対策のための段ボールベット、段ボール畳みなどの備蓄についても進めてまいります。今冬、北見市において行われた避難訓練では、議員ご指摘のように凍結したおにぎりを薪ストーブで温めるなどの真冬に想定される事態を用いた訓練が行われてきたようですが、寒さの厳しい本村においてもあらゆる事態に対応できるよう万全を期して計画的に準備してまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけ再質問させていただきます。真冬の避難所はこれ非常に大切なことと思うんですね。薪の備蓄は良いんですけども、薪ストーブを焚く状況になっているか、なっていないか。今の中学校の状況ではちょっと無理かなと思うんですよ。そのへんの考え方をもう一度ご説明お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 公共施設での薪ストーブ、若干導入しておりますけど、避難所に指定している場所には現在配置しておりません。今後、薪の利用も含め可能なところから整備はしていきたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問2番目のふるさと納税の今後についてお伺いいたします。今年度の予算においても1800万円見込むなど、寄附者への返礼品などの充実のために713万円の予算付けをしております。

しかし、4月17日の道新報道では、返礼品をめぐる自治体間競争の過熱問題を背景に、総務省は4月1日付で寄附額に占める返礼金の上限を3割にするほか、家具や楽器など「資産性の高い」返礼品を贈らないよう各自治体に通知し

た、という記事があります。この件に関し村長の方針、考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。ふるさと納税の関係でございますが、平成29年4月1日付で総務大臣通知を受けております。村では資産性の高い返礼品の扱いはございませんが、返礼率が3割以上の返礼品がありますので現在見直しを行っているところであります。昨年度の寄附金額ベースで約9割の返礼品が該当しますので、現在予定している来月からの受付開始に向けまして村内の各企業と返礼品、購入価格等の調整を行っているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは次の質問、第3問目に移らせていただきます。赤字バス路線補助削減でございますが、4月1日の道新に「地域間幹線系統確保維持費」という国土交通省の補助金削減の報道がありました。関係者に不安が広がっております。村のこの補助金に関する状況と、削減された場合の影響をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。赤字バス路線補助削減の件でございますが、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者または、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会であります。本村の自動車運送事業は有償旅客運送事業です。したがってこの補助金は本村には該当いたしません。本村が受けている補助金についてはまだ補助の対象となっておりますので影響ないとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは最後の4番

目でございますが、トマム給油所（GS）と書いてあるんですが、営業開始についてです。これについては種々ご説明があったと思うんですが、再度ここでご質問したいと思います。

トマム給油所はとうとう平成28年度に営業することはできませんでした。トマム住民の要望、希望があるとのことで店舗・土地取得、メーター、器具の整備が完了いたしました。残念ながら営業を開始するに至っておりません。そこでひとつ目として、トマムの住民の要望のことで、担当者と住民がどのように運営する計画があったか。確かに去年の9月30日で器具、器材等の整備が行われまして、そこでもってトマム住民によるNPOを立ち上げて開設する予定というお話だったはずなんです。そういうことも含めて一つお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トマム給油所の関係でございますが、まず、今までも何回かご説明してまいりましたけど、村のほうで施設等の整備を進めながら村と住民で話し合いを重ねて、地域で運営組織を設立して給油所を再開する。その計画は変わっておりません。

ただ、当初、地域組織をNPOという考えもございましたけど、地元の方と話し合いを進めていく中でNPO設立には難しいところもあるということになりましたので、現在は一般社団法人を設立していただいてそこが受け皿になるように、今進めているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） NPOから今の状況では一般社団法人というふうになるんですね。トマム住民の全体の意見としてこのNPOを作ってやるというような話だったと思うんですけども、それが何かしら中身でもって全体の意見が反映されてなかったというようなことで延び

延びになってしまったと。一般社団法人を設立するんですけども、トマム住民の総意の合意になっているか、住民がこぞって賛成されているか、これが大きな問題だと思うんです。そのへんについての住民の意識っていうものを村長どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 上トマム地区に現在、任意団体で運営しているミナトマムがございまして。現在、石油スタンドを再開すべく準備を進めておりますし、将来はトマム公園という公共施設も検討する中に入っております。村といたしましてはトマムの地域づくりを考えた場合、この3施設はやはり地域の方々に運営していただきたい、作る時も参画して作っていただきたい、そういう気持ちもありましてNPOということも考えておりました。

ただ、単体で、今まだすべてができていないわけでありまして、ミナトマムはミナトマムできちんと運営されている、そういうことからまず、そちらのほうはそちらのほうで運営していただいて、トマムのスタンドをどういう形で運営していこうかと住民の方々と数回協議を重ねておまして、現在は今設立、発起人の方も、詳しい数字はトマム支所長が担当しておりますけど多くの方に賛同していただいて登記、申請を行ったところ。10人の地元の方が発起人になっておまして申請したところでございます。ですからあの地区の方々の私は総意と思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっとざっくりばらんに私、お話をお伺いしたいんです。一部の人間の声でなくてトマム住民の全員の民意ですね、賛同者がトマム住民の全員とは言わないけども、やっぱりほとんどの方の賛同を得ないでもってやってしまったから去年の9月30日から開設

するのはできなくなった。だからそこが大切だと思うんですよ。だから一部の住民でなくてトマム住民の全員の合意形成がないとこれはまずいと思うんですよね。そのへんがどうなっているのかっていうことをお伺いしたいんですよ。声の大きい人の声だけでなくやっぱり声の小さい人の声もね、賛成されているか、されていないか。賛成されていればNPOなんてこれはできてるはずなんです。それがなかったものですから、一部の人間の声ですらやっていたものから途中で内乱が起きてしまったんですよ。

現在、今度は一般社団法人っていうことなんですけど、これさらに核が増えたと思うんですけれどもね、これを作るのにその住民の合意形成ってやつはどういうことになっているのか、そこをきちんとお聞きしたいんですよ。きちっとそれが調べられているかということなんですよね。今度は経済が絡むものですから、任意団体でないんですよ。やっぱり営業をやっているかきやならんから重要なことだと思うんです。そのへんのトマム住民の合意形成がどうなっているか、そこを説明してください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） NPO法人ということで最初お話進めていたわけなんですけど、なかなか設立するには難しいということがございました。ただ、地元の方でも「やっぱりスタンドは必要だね」ということもございまして何人かに集まっていただいて事業の内容を改めて説明、村の方針も説明しましてご理解を得ました。

その後、その輪がだんだん大きくなりまして先ほど言いましたように、10人の発起人が集まって「じゃ私たちがやろう」ということになりましたので、あそこの住民全部の方の総意かというそれは全員の方とは申しませんが、概ねトマム地区の方々の賛同は得ていると私はそのように理解してございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 再度確認してきたいんですけれど、住民の合意形成ができていうふうな解釈してもよろしいですね。途中で「俺はそんなもんいらなかったよ」とそういうようなこと、そういうような意見は滅多に出てこないだろうと思うんですけども、そのへん自信持てるか、持てないか。今度社団法人を作るんですからね。そのへんもう一度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 社団法人を作るのにも数回打ち合わせをしております、登記の申請までに至っているということを考えますと合意形成はできていると私はそのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは（2）番目について、今後トマム給油所の運営に関していくことは膨大な財政支出が予想されております。これは営業が成り立たないから既存の業者が撤退してしまったということなんですけども、ここで社団法人を作ってもおそらく経営的には成り立たないと思うんですよね。そこで村がこれについて関与していくことは膨大な財政支出が予想されますと。一般会計財政推計で基金の減少が推定される中、このような財政運営、税金の使い方はいかなるもののでしょうか。村長の考え方を伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 税金の使い方のご質問でございます。ご承知のとおりトマム地区は中央地区と違いまして地区の人口が少なく、商店やガソリンスタンドの閉鎖が余儀なくされたことでトマム地区の住民にとっては日々の暮らしに必要な生活環境が整っていない状況にあります。財政支出が伴うことはご指摘のとおりでござ

ございますが、限定営業により運営費を極力抑制した中で再開を目指すものでございます。

また、これまで説明してまいりましたが、トマム地区に暮らす地域住民のためのガソリンスタンドとの位置付けでありまして、トマム集落対策やこれまで進めてきた協働の村づくりにおける新たな第一歩になるものと考えております。税金の使い方がいかなものかのご指摘でございますが、本事業はまさにトマム地区で暮らす村民福祉の向上に直結すると考えておりまして、村にとって必要な事業と認識しております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは最後に（3）番目でございますが、先ほども申し上げましたように去年の9月、めでたく開業されていけばよかったですけれども、それから数えて約10カ月ブランクがあるんですけども、住民との意識疎通の問題、いろいろな問題から延びたと思うんですけども、いずれにしてもこの一連の予定頓挫の責任、これは非常に大きな問題だと思います。それなりに村税を使って、そしてそれがいまだにはっきりできていないというようなこともありますので、これらの責任について一つどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 一連の頓挫の責任をどう考えているかというご質問でございますが、諸事情によりまして開設時期が遅れたことはこの間説明してきた経過のとおりであります。12月の議会におきまして、長谷川議員のほうから行政の力でトマム地域の住民の方々と話をし開業に努力すべきとの発言もいただいておりまして、村としてもその後の協議を進めてまいりました。

過日の全員協議会でご説明させていただいた

わけですけど、今年の秋の開所に向けて現在、まさに取り組んでいる最中でございます。頓挫したものとは考えておりませんし、開所すること、開所を果たすことができるよう引き続き村としての責任を果たしてまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。村道東1線の地割れ対策です。この地割れ箇所については、パークゴルフ場の東側端から浄水場にかけての地割れの関係であります。浄水場に向かう村道東1線、近年になって地割れが発生しております。特に今年は地割れの幅が大きくなっていったという状況であります。村民の方々も大変この箇所について心配されているわけですが、村長はこの件について把握または確認されているか、まず伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。目視でございますが地割れは確認しております。大きさは幅5cmから10cm、延長は25m、深さは30cm程度の規模の地割れとそのように見ております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今村長のほうから確認されていた被害状況というか地割れの状況についても報告がされました。この地区一帯は、鶴川に沿って地滑りが起きている地帯、地区なんです。村道沿いには給水管が道路沿いに通っておりますし、また、この道路は浄水場の点検・維持・管理、役場職員、担当職員が定期的に点検をしたり、また維持・管理するために地元の事業体がこの道路を通過して作業をしております。そういった意味では大変重要な道路であります。こういった状況の中で常に安全維持の

確保は求められています。一帯の現地調査・精査を早急に進めて、安全を確保するための地割れ対策を図るべきというふうに思っていますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。この地帯でございますが、北海道が平成14年度に占冠中央地区地滑り防止区域に指定して、対策工事として大型ブロックによる護岸、集水工による湧水処理を実施した箇所でございます。地割れの原因を推測すると、冬期間の冷え込みによる道路路盤の凍上、道路に側溝がないため融雪水が道路路体に浸透したこと、この2つの現象により地割れができたものと考えています。

地割れを見ても大きな段差がないこと、周辺の状況や川側の地山のひび割れがなく、立木を見ても傾いたり倒れている木がないことから地滑りの兆候ではないと考えています。対策工事は終了しており、一定期間の観測を行い地滑りは落ち着いているものと思われませんが、地滑り防止区域に指定されている地域でございますので、現地の状況を注視し、状況に変化があれば関係機関と協議して対応してまいります。現在、この地割れにつきましては塞がりつつある、そういった状況でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 地滑り地帯でそれぞれ対策、工事等は既に終わっているところいう話ですけども、やっぱり村として、先ほども言いましたように職員が点検に常に通っている道でありますし、それから工事関係者もここを通過して作業をしているということでもあります。

村としてできれば定点観測等、測量師もいるわけですから、そういった人たちを活用しながら村として常に定期的にそういった把握していくための定点観測等やることによって対策が早急に打てるというふうに考えています。地滑

りとは直接関係ないと村長は答弁してますけれども、これは一般的にどう考えても、あの地帯は地滑り地帯ですからそういったなんらかの因果関係はあるというふうに思っています。

そういった村として、当面对応できることをやりながら、そのことによって原因がまた別な方向で出てくることであれば関係機関と十分協議をして対応していくと、こういったことが必要だろうというふうに考えています。再度そのへんについて取組み等を含めて考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） あの地域の地割れはここ数年、地割れがありましてその心配は村もしているところでございます。現状では地割れしてまた塞がってということを繰り返しているものですから、現状注視している状況でございます。

ただ、道の管理河川でもございますし、この状況については道はじめ関係機関に伝えてまいりたいと。必要であればそういった定点観測等の措置もお願いして対策を講じることも必要じゃないかとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 引き続き一般質問を行います。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきたいと思えます。質問の1つ目です。観光推進と財源確保ということです。村税収入、固定資産税の推移と展望はということですが、平成29年度今年度予算、村税3億2726万6千円で、そのうち固定資産税は2億1817万9千円というふうになっております。3月の議会に提出いただいた村の財政推計によりますと、平成31年度までは1.8%の減収になるということになっております。

皆様認識はもちろんしてらっしゃると思いますが、村民の皆さんに分りやすく確認いたしますと、村税のうちの固定資産税が70.2%になります。村民税が26.8%、あと軽自動車税、たばこ税等ありますけれども村税の70%は固定資産税が占めているということになります。

今後ですね、リゾート施設の 신설、今回の調停による施設の買い取りが平成30年3月31日、平成33年4月15日、平成34年3月31日に調停で決まりました。調停にも前提条件として記載されている過疎地税制の適用というのがありますけれども、今後5年から10年間税収の見通しはどのようになるのか。これ財政推計には単純に1.8%の減収というふうになってるんですけども、この固定資産税の関係も含めてどういうふうにみているのかということをもまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。村税の推移、展望でございますが、財政運営に関しましては安定した財源の確保が必要と考えておまして、議員ご指摘のとおり、財政推計において村税は減収になると見込んでおります。固定資産税においてはこの度の調停成立によりまして、村有施設の買い取りが順調に履行された場合、過疎地税制適用後の平成34年から順次増収となり、平成37年には取り壊し物件を除くすべての施設の固定資産税分の増収が見込まれます。

また、現在建設中の従業員寮等の新規施設の固定資産税分についても増収を見込んでいます。ゴルフ場利用税については、現時点で廃止届出がなされていないとの報告は受けていませんが、今シーズンから利用されないことから減収を見込んでいます。ゴルフ場利用料の減収、固定資産税の増収及び固定資産税の増収分が基準財政収入額に反映された地方交付税の減額を考えま

すと、リゾート関連施設含んだ収入全体では、基準財政需要額が本年度ベースで推移された場合は、平成37年度以降微増で推移するものと見込んでいます。ちょっと分かり辛いですけど以上の推計です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 固定資産税は増えるけれども全体としては微増になるんじゃないかという推計だと、大まかにいうとそういうことだと思うんですけども、この過疎地税制の適用というのは基本的にはその固定資産税を減免する代わりに交付税で措置されるというふうに理解しているんですけども、過疎地税制の適用によって交付税措置されるってというのはいつから措置される予定をしているのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 過疎地税制でございますが、適応された翌年から3年間、75%が補填されるということになります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律というのが今ずっと改正されてきているんですが、一応、平成32年度（2020年度）まで、2021年の3月までこの法律は今のところ法期限になっているわけですけども、翌年からということは先ほどのリゾートの買い取りが平成30年の3月31日に行われたとすると平成31年度から75%の交付税措置がされると。この過疎地税制の適用を前提とされているので買い取りがあるということは、これを適用されたということで考えていいと思うんですね。ということは過疎地税制が適用されました、買い取りが平成30年3月31日にされました。この時大きな施設は今のリゾートナーレが2棟含まれているんですけども、翌年度からこれは固定資産税を算定して交付税分75%が加算されてくるというふうに理解してよろしいんで

しょうか。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 村長に代わりまして私のほうからお答えさせていただきます。過疎地税制適用になりますと翌年度から地方交付税分、減収補填ということで75%が入ってくるということになります。その分他に固定資産税が入ってこないで減少補填分の75%が地方交付税として入ってくるということでそれが3年間続くということになります。

○議長（相川繁治君） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 引き続きお伺いしていきますが、先の話になってきますのでそんな細かく突き詰めて話をしていこうというのではなくて、村民の皆さんに分りやすいように大きくお答えいただきたいというふうに思うんですけれども、もう1点確認をして次の質問に進みたいと思うんですが、この過疎地税制ですけれども今新規の施設もリゾートの中ではだんだんできてきておりますが、こういった新規の施設にも適用されるということで考えているのかそのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 新しい施設が今建設中でございますけど、内容がどういったものなのかまだ私たち分かりませんので、ここで答弁できないというか分からないということです。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） リゾートの施設、もしくはリゾートと限らないですけど、村内でいろいろな事業をやられる方にとってはこの過疎地

税制の適用っていうのは非常に有利なわけです。これは固定資産税等を減免してもらって、その分国が75%自治体に補填していくということですので、これは順次適用されていくんだらうというふうに思うんですけれども、平たく言うと3年間は25%税収が減ると、この税制を受けると25%税収が減ると。その分事業者は有利に働いてもっともっと事業を伸ばしてもらおうとそういう主旨だというふうに思うんですけれども、こういう形でリゾートを含めて観光産業、今オリンピック・パラリンピックに向けてどんどん進歩というか進展していつてるわけですけれども、3月の議会でも指摘をさせていただいたんですけれども、こういったリゾート施設の拡大、そして今年12月からのクラブメットの参入などで宿泊の上限客が今より約1千名増えるというふうにいわれています。

当然、従業員も増員されます。救急搬送、医療対応、ごみの埋め立ての処理、上水道、下水処理、そしてJR根室線に代わる交通網の問題、駅の老朽化、外国人の対応、さらには、村政執行方針でもありましたトマム地区の振興、これに取り組んでいくということですから、リゾートが順調に推移していきますとトマム地区の住宅、保育の環境、先ほど議論がありましたガソリンスタンド、公園、そういったことのコストも当然行政コストとしてかかってくるということです。

先がなかなか見通せない中ではありますけれども、こういった財源をどこに求めていくのか、固定資産税含めてどういうふうに考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。本村の観光産業が好調である一方、議員ご指摘のとおり、ごみ処理問題、救急搬送、水の問題、そういった行政課題が山積しております。これ

らを解決するための財政負担が課題になっていることについても認識しております。地方交付税の基準財政需要額の算出においても、観光客数、または流入人口等が考慮されないために財源とはならず、現状ではふるさと納税の観光基金などの活用により財源を確保せざるを得ません。

ごみの埋め立て処理の問題で申し上げますと、昨年立ち上げましたごみ減量化対策推進委員会において処理方法はもとより、事業負担も含めた今後のごみ処理のあり方についての検討を行ってまいります。自主財源の確保のためには、これらの課題を一带として検討し、一定の方向性を示した上でその負担等についてご理解をいただかなければならないと考えております。今後、早急に各種の委員会、それとリゾートとの定期協議等の中で費用負担についても協議してまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） これは決して後ろ向きな話ではなくて、非常に前向きな話なわけですよ。トマム地区の観光が伸びて人口を増やしていこうと。今なくなってしまったスタンドとか商店も含めて、地域の再生をしてもっと小学校も含めて増やしていこうと。言ってみれば新たなまちをつくっていこうというような議論ですよ。であれば当然財源もかなりかかってくるなど。今までのようになんか出てきたからそこに手当てしていくということでは間に合わないんじゃないか、もしくは村の予算書見渡しても基金を取り崩すと言ってもそれにあたるような大きな基金ありませんし、他の税収、補助金等で工夫していても限界があると思います。

そこでですけれども、次の宿泊税の導入はということですが、倶知安町とニセコ町が独自に宿泊税の導入を、今検討を始めました。また、

道のほうも高橋はるみ知事が道議会で宿泊税の検討を開始するというふうに答弁をしています。宿泊税というのは法定外の目的税で2000年施行の地方分権一括法に盛り込まれた、まちづくりのための政策手段です。

いわゆる観光税と言われるもので、この宿泊税というのは東京都と大阪府の例があるんですけども、その他にもいくつか、例えば遊漁料の税ですとか、環境保全に対する税だとかそういった例があります。日本ではまだまだ少ないんですけども、海外ではこの税を観光の資源、観光の税収として観光の推進等に使っているというのはそんなに珍しくないというふうに聞いております。

宿泊税の導入は、宿泊する事業者、宿泊業の事業者の規模によっては非常に負担も大きいという可能性もあって、検討には時間をかけていくことが必要じゃないかなと思うんですが、こういったことを検討していくという考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 宿泊税の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、法定外目的税で現在北海道及び倶知安町、ニセコ両町で検討が始まっているとお聞きしております。本村におきましても観光関連人口が増加している現在の活況を維持して発展させるためには、観光に関する環境整備が必要であり、財政運営が厳しい中で将来に渡る自主財源の確保が課題であることから観光振興に向けた新たな財源として有効であるとそのように認識しております。

しかし、税収の使途の透明性、税負担の公平性、旅行事業への影響などの検討すべき課題も多いと思っております。リゾート施設の買い取りが完了して経営状況を見極め、継続的な増収が見込める状況になった上で制度内容の理解を深めながら関係者と十分な協議をしていく必要

があると考えておりますので、現時点ではその導入についての段階にないと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） もちろん時間をかけて検討していく必要があるとは思いますが、ただですね、買取完了後の推移を見てと言うと、5年後の平成32年の3月31日にオスカー寮の買い取りが済んで、この調停に関する買い取りは終わるわけですね。先ほど増収見込まれるのが平成37年という10年後ですから、10年後から状況を見てという本当に世の中どんなふうに変わっているかっていうのが全然見えてこない。

リゾートが開業して30年以上経ちますけれども、本来、占冠村でリゾートを推進したというのはもちろん占冠村の人口を増やしてまちづくりをしていくためにリゾートを誘致して進めてきたと。そういう本来の主旨に立ち返ると、今の現状、リゾートがどんどん宿泊客が増えて従業員も増えていると。一方トママ地区は人口が減って、今トママ学校も6人しかいないと。そういう状況っていうのは、これは村が想定していたのとまったく反対の状況に今陥ってしまっていると。これはまったく意味がないというか、リゾートがきて村の人口が増えて村に影響を及ぼしていくということが著しく離れてしまっている状況にあると思います。

ただ、先ほどもいったようにこれは後ろ向きの議論ではなくてここをテコ入れしていけば間違いなくトママ地区の人口が増えて、今の商店も復活するなりですね、民間がどんどん動いていくというのは、これは十分可能な組み立てだと思うんですね。ということを考えますと、この固定資産税を待ってそれが入ってきてから次の手を考えていこうということではいささか遅いんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

今すぐ宿泊税を導入せよということではなくて、やはり導入に向けて、というのは今トママにはすごい観光客がどんどん増えてきているわけですから決して民業圧迫ということではなくて、その中からまちづくり、地域づくりの税収を着実に増やしていきたいということも相談しながら進めていく必要があるんじゃないかなと。10年後から検討するのではなくて、すぐに検討していてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、再度村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トママ地区の人口減少というのは行政にとっても非常に大きな課題であります。地方創生の中で取組みを始めてますが、まず今年といいますかりリゾートの職員がもっと村に溶け込んでもらうような施策が必要でないかということで、今年アンケート調査、それから聞き取り等を予定しています。そういった中でももちろん企業の経営状況、観光客の入り込み、そういったものもございますけど、トママリゾートにある中の企業とそこに携わる従業員の方、そういった方々と村がどういう形で、もっと村の中に入ってきていただけるか、そういったことが本当に大切なことだと思っております。

トママらしいそういった対策を今年度つくりたいと思っておりますけど、その中には当然前の星野の社長が来てお話してましたけど、リゾートとその地域に住んでの方が一体にならなかったら本物のリゾートはできないんだという話をされておりましたけど、そういった形が一番理想ではないかと思っております。それに近づけるために、村ではインフラ整備していかなくちゃならないわけですけど、議員ご指摘のとおり、それには莫大な財源が必要ですし、いかに捻出していくか。調停で売買が終わった期間っていうのはやっぱり1つの目処だと思っております。そこ

から議論を始めるのか、その手前から始めて売買が終わった時点で数年様子を見て導入するのか、そういったのは企業と十分に協議しながら進めていかなきゃならないことだと思っております。ただ、1年でも早い方がいいというのは念頭の中にはありますので、そこは今後進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今村長の答弁にあったまちづくりをリゾートと一緒にやっていると、一体となっていればリゾートは立ち行かないんだということですが、ぜひ、まちづくりの視点をリゾートと村で共有してもらって、その自然な形で財源についても、リゾートも過疎地税制を提供してもらって非常に有利に事業を進めていけるわけですね。それで順調にその事業が推移しているのであれば、宿泊税等の導入ということも十分理解が得られるんじゃないかというふうに私は思います。

それにはですね、もちろん、宿泊税かけたいんだけどという議論ではなくて、一緒にどうやってトナム地区のまちづくりをやっていくんだと、それは星野リゾートの職員の人たちの厚生であり人生であり、そういったものを一緒に考えていきたいと思います。その中でそれは宿泊税だけにかかわらないかもしれないですが、お互いどういう協力ができるのかどうか、どうやってまちづくりをしていけるのかということの話をしてもらいたい。今後、総支配人がいいのかもしれない。星野社長がいいと思うんですけど、そこどういった形でそのあたりの議論をしていくのか、最後にこの件については質問をしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村がトナム地区のまちづくり考えれば、やっぱりインフラ整備がまず

行政では考えなきゃならないことだと思っております。水の問題、ごみの問題、住宅の問題、そういったことは村だけでは解決できない問題でございますので、定期協議を再開してそれを糸口にいろいろな問題をこちらから提起いたしますし、星野リゾートトナムからも提起いただいて一つのものをつくっていきたくてそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。体験型ツーリズムの推進ということですが、村長の肝いりで平成27年に体験型ツーリズム協議会が発足して、村、教育委員会、星野リゾートなど村内の10の法人や団体が所属をしています。村長の現状の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 体験型ツーリズムの現状でございますが、修学旅行生の受入れ事業等において継続した取組みが行われておりまして、協議会を窓口として村へ支援調整がなされているものと考えておりますが、民間同士の連携強化においては課題もあるものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） この体験型ツーリズム協議会が調整している本州からの修学旅行ですが、学校、生徒、そして旅行代理店等から非常に質が高い体験内容だということで高い評価を受けているというふうに聞いています。

一例をいいますと、村にありますジビエ工房で野生獣の解体処理施設ですが、ここを絡めて、まず生徒を農業被害のある農地に連れて行って農業被害の現状等を見てもらいます。その後、解体処理施設に行きましてハンターの方から実際解体した鹿を見ていただいて、内臓等も生徒に触ってもらって、どういう形で処理

をされているかということを見てもらうと。その後、加工の可能性等も見ていただいて最後には鹿汁等を食べてもらうということで、農業被害の実態からその処理、そして肉の価値、食としての可能性まで含めて一体で見てもらうと。これはその時に鹿の解体したものを高校生に見てもらうということで、準備等も含めて非常に大変な中で行われているということで、これは当村の農家の理解、ハンターの理解、そして猟区を所管しているスタッフ、そういったいろいろな人の理解がないと成し得ない非常に質の高いものだというふうに理解をしています。

ただ、年に数校というのが限界です。これは村の職員の方にも手伝っていただいているということですが、基本的にボランティアによる運営、有償のボランティアですが、有償ボランティアによる運営ですので、事業の受入れの規模を拡大するのは現状では難しいというふうに聞いています。ただ、これ自体非常に素晴らしいプログラムなんですけれども、まだ地域内の小中学生に向けてこういったプログラムを実施したことはありません。

あと、猟区などの狩猟ツーリズムとの連携、農林業の体験、赤岩青巖峡やニニウ地区での展開、そしてお隣の日高町の国立日高少年の家との社会教育の連携事業などですね、大変大きな可能性を秘めているなど。今林業六次化のことで地方創生で動いていますけれども、そこも絡めて非常に可能性があるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、こういったこと可能性について村長と教育長からお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 可能性についてお答えいたします。議員からご説明のありました修学旅行の体験プログラムを規模拡大にあつては、ご指摘のとおりボランティアによる運営体制で

は将来的には厳しいものがあると考えております。修学旅行生の受入れ規模拡大を図るには、受入れ側の体制を整える必要がありますし、基本的には収益的事業として成立させることが前提となりますので、まずは個々の企業基盤を強化して人材確保・育成に取組み、良好な経営環境を作ることが求められております。こうした民間主導の取組みが拡大していくことで可能性は大きなものになっていくものとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。平成27年度に占冠村の素晴らしい自然環境と地域素材を活かし、民間主体の受入れ窓口を統一した民間企業同士の連携強化と村支援のもと体験観光のスムーズな流れの構築を目的に占冠村体験型ツーリズム協会が設立され、事業の内容としては、本州からの修学旅行生を感響プログラム、山村体験として受入れを実施しているとお聞きしてございます。

村内児童生徒との関わりでございますけれども、本協議会との直接的な関わりはございませんが、現在ふるさと教育の一環として川の学校、雪の学校、メイプルシロップ学習、山菜料理学習等々に取り組んでございます。また、今年度からは林業振興室の協力をいただき、森の学校として占冠村でしかできない体験学習を始めております。また、日高青少年の家教育事業としてひだかちゃん家に泊まらナイト、通学合宿でございまして、これには毎年村内の小学生が参加しており、他管内の小学生との交流、宿泊を通してより良い人間関係、生活習慣を身に付けられる学習も行ってございます。

今後でございますけれども、可能であるならば修学旅行生が村の児童生徒と一緒に学び、体験することにより相互の交流や情報交換が図られ、さらには本村の歴史や文化、産業を知り、

郷土愛を育む機会になればなというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今村長、教育長から話がありましたが、まさにこの体験型ツーリズムで出ているボランティアの方、ボランティアの村民、また、村の職員の方々は本当に村にとって大切なノウハウを持った人材ということで、その人材をうまく活かしているんな派生効果が得られているというふうに思います。

ただ、その人材の皆さんは主に自分の仕事があって、さらにこのツーリズムに対して尽力をされているということですので、これからこれをさらに推進していくとなりますと、新たな人材にノウハウ等を引き継いでいくと、人材を育てて定着をしていく、新たな人材に定着をしてもらうそういうことに繋げていく必要があるということです。本当にこれは地域に雇用を作る可能性が十分にあるというふうに理解をしております。

例えば、今地域おこし協力隊員がおりますけれども、3年間の終了後の雇用の場としても十分可能性がある。実際今修学旅行が来ていて売り上げがあるわけですね。そこをさらに増やしていくということで地域内の人材雇用定着を増やしていくということは十分可能性があると思うんですけども、ただ、それには村と教育委員会、民間企業の一体になってお互いの良いところを伸ばしながら推進していくことが必要だというふうに思っております。

行政がある程度イニシアチブも取りながらその仕組みを作っていくと。民間企業の事業なのでそっちにまだ任せっきりで助成金だけ出しておけばいいだろうということではなくて、一体となって育てていく、作っていくということが必要だと思うんですが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 体験型ツーリズム推進にあたっては、村として必要な支援は行ってまいります。その事業規模拡大を図り、生業としていくためには事業計画や人材確保、資金調達など企業としての体制を整備して稼ぐ力を付けなければならないと考えております。

行政は短期的な事業支援、それからPR等の協力はできますが、体験ツーリズムを牽引していくトップランナーの役割は、やはり企業活動を担う民間が主体となることが望ましいと考えております。事業主体となる個々の企業が目指す方向性や考え方があると思いますので、村としては引き続き協議会の中で議論に参画してまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩します。

○5番（山本敬介君） 最後に1点だけ、これで終わりにしたいんですけど。

○議長（相川繁治君） それではどうぞ。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 区切りがいいので最後に1点お伺いしてこの件を終わりにしたいと思うんですが、今度も講演がありますけども、地方商社ですとか地方創生の部分で林業六次化と密接に関係していると思うんですよ。人材育成をして地域の資源の販売をしていくということですけども、そこの連携の村長の認識を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 地方創生に取り組んでいる林業の六次産業化もこういった要素も十分に含んでいると、多分地域商社なるものができたときは、当然連携してやっていかなければならない、そうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休

憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 引き続き次の質問をしていきたいと思えます。防災推進室の設置。1つ目ですね避難路、防災無線はいつになるのかということですが、これまで私も何度か質問させていただきました。また、他の議員からも数多く質問が出されております。また、所管事務調査でも指摘をさせていただいています。避難所、水害時の避難所、占冠中学校へ上るための車の第二の避難路ということですね。今ある宮下側は通行できない可能性がある、もしくはそこが使えないときに多くの被害が起こるんじゃないかということで、その指摘。

そして、こちらも以前から何度も指摘をさせていただいて、抜本的な解決にはいつも至らないということで災害時の情報伝達ですね。昨年夏の台風被害、南富良野町の台風被害、十勝のほうもそうですけれども、この情報伝達がなかなかうまくいわずに幸い南富良野では死者が出ませんでしたので本当に幸いでしたけれども、今占冠村で昨年のトマムで起きたような増水が起きていたら、この情報伝達と車の避難路の関係で多くの被害が出ていたかもしれません。この防災対策の遅れについて村長の現状の認識をお伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 防災対策の関係でございますが、先ほど行政報告で申し上げましたけど、鶴川沙流川の減災対策協議会の話をお聞きすると、やはり下流域のほうが上流域から比較すると対策が進んでいる、そのように感じました。特に、占冠は鶴川の源流域で、昨年のトマムの

大雨というのは想定もできない雨量でしたので、今後、雨対策を含めて積極的に取り組んでいかなければならないとそのようには考えております。

まず情報伝達でございますけど、昨年10月より村独自のメール配信サービスを利用して、災害エリアメールと共に情報伝達の方法の一つとして活用しております。現段階では有効な手段であると考えますので、登録者数の増加に努めてまいりたいと。

それから防災無線の整備に関しましては、本村の広大なエリアを有効にカバーできる技術について聞き取りですとか、見積もりの徴集など導入に向けた検討を担当課において進めているところでございます。必要な財源についても、道など関係機関と調整しながら財源確保の検討をしていきたいとこのように考えてます。

避難路でございますが、本年度議員の皆様と具体的な避難路の経路について意見交換を行いたいと考えております。保安林解除等の事務手続きも引き続き検討しながら、実施の可能性と費用の算出について今年度中にお示しできるよう取り進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今答弁を受けましたけれども、メール配信については確かに登録者数が増えれば有効なものになるかなと思っております。現状では広報が届きましたか、ということで確認メールが月1回来ているという現状ですが、本当に100%に近づけることはできないですかね、このメール配信っていうのを。うちの村であれば可能んじゃないかなと思うんですよね。

ちょっと話はズレますが、消防の煙感知器、これがうちの村ではもう99%の設置率ということで圏域の市町村で見ても飛び抜けて高いんですよね。というのは、やはり1軒1軒顔を見ながら説得をして配備をしていると、これは非常

に安全・安心に繋がっていると思います。メール配信も現状高齢者も含めて携帯を持っていると、それぞれが端末を持っているというのは、昔では考えられなかった情報伝達手段としては非常に有効だと思うんですね。

このメール配信とホームページでの告知。もちろん防災無線というような以前の形式もありますが、ひょっとしたらこちらの方がずっと有効に働くんじゃないかと、これは今後検証していくべきだと思いますが、まずはそのメール配信登録者数100%目指してということができないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 登録100%はできないと思いますけど、かなりの数の登録者はやり方によってはといたしますか、いろんな会議、会合でPRしながら多分設定できない方が多いと思われるので、そういう方にはこちらから設定してあげるなどして登録者の数を増やす、そういうことは努めていきたいと考えてます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 避難路は今年具体的な話をできるということですが、いずれにせよ、2011年の東日本大震災後すぐからこの防災に関しては繰り返し話をしてきているわけです。備蓄倉庫等の整備、備蓄品の整備、避難訓練の実施等の対策はしてきているんですが、やはり抜本的な部分に結び付いていってないなというふうに感じています。すぐできる購入備品だとか建物っていうものは準備できたんですけども、こういう防災無線の関係、避難路という少し難しい問題についてはなかなか前に進んでいかないという現状にあると思います。

この防災担当は総務課で今、兼務でやっているんですけども、やはり他の業務で忙しい中でこういった事項を進めるというのは非常に難

しい状態にあるなど。私たちも見守りながら進捗を見てきたわけですがけれども、やはりこれは難しいんじゃないかなというふうに思っているわけでありまして。これまで中村村長は特命事項について林業振興室、地域振興室、福祉施設の推進室ということで対策室を作って進めてこられた経緯があります。やはり期限を切った中でこの防災対策についてやっていかないと、いつなん時昨年の南富良野と同じ状況になるかと、その対応が遅れたというのは、これは行政だけでなく議会の責任も問われるということになると思います。

ぜひ、期限を切ってこの特命事項をやる体制作り、防災推進室というものを作って、例えば防災の専門家であります消防のOBなどに協力を求めながら室長を任命して進めていってはいかがかなということなんです。ちなみに南富良野町は、防災安全推進室ということで、これは昨年の災害の前からあるんですけども、交通防犯と併せた業務ということになってはいますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 防災関係に関する業務に関しましては、災害ですとか、国民保護、さらには気象分析といった専門性が要求される業務が現在増えてきていると認識しております。防災関係業務そういったことに関わらず、今年度役場事務の事務事業、それから機構について見直しを行う予定になっておりまして、議員ご指摘の部分はその中で議論をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 住民の命と財産を守っているのは行政のまず第一義だというふうに思います。これまで、やはりその部分がなかなか進まなかったということは大変住民にとって不幸なことだと思います。今年度タイムライ

ンも検討するというので、検討するというか実施していきたいということを経理から答弁いただいたことがありますので、それも含めて、この役場機構改革の中で防災の位置付けをしっかりとするというのを再度、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 機構改革を含めてということを示しておりますので、その中で今回一般質問であったこともございますし、業務の中には入れていききたいとそうように考えてます。以上です。

○議長（相川繁治君） 引き続き一般質問を行います。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので1点について質問をさせていただきます。避難行動時の要支援者についての質問であります。災害時の避難については迅速、また、より安全に確実に避難行動されることが重要であり、避難時の鉄則であると思っております。

このような緊急的な避難行動を円滑に行うために、村のほうでも支援者名簿等があると思うんですが、より細かな要支援者のリストアップを進めていったほうがよろしいんじゃないかと、このように考えて、要支援者のリスト化を図り、関係機関と情報を共有し速やかな避難行動をとることが必要であると考えます。個人的な問題もあり、個人情報も含めてなかなか同意が得られないというような状況もあると思うんですが、実質的な要支援者数を把握する、このことで避難行動を取ることがより安心で安全に繋がることになることから村長の考えをお聞きいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。避難行動要支援者の関係でござ

いますが、災害時の避難者支援に関しましては、要介護高齢者、障がい者だけではなく妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など多くの対象者の把握が必要となり、その情報取得には苦慮しているところでございます。これらの避難行動支援者については、保健福祉担当課で調整されている要支援者名簿を共有して定期的な更新により把握に努めております。

議員ご指摘のとおり、災害対策基本法に基づく避難支援等関係者への情報提供には同意が必要であるため、同意書の提出については関係機関の協力により理解を求めてまいります。また、保健福祉機関、医療機関との連携も重要になってくることから、避難訓練などを通してその連携方法を確認しながら体制を整備してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 個人的な支援者の名簿等も定期的に把握というか更新しているということですが、災害ってというのは昼夜を問わずいつ起きるか分からないわけですよ。要支援者を名簿化するにあたっては、新しく名簿にリストアップする方も随時その時点でやっていたら定期的にやったんじゃ遅いんですよ。災害ってというのは昼夜問わずいつ起こるか分からない。1時間後に起きるかもしれない。ましてや占冠村はダムの下流ですから、流下能力といって要するに下流に流れる量、水量は決まっているんですね。それを越えれば逆流して必ず水害は起きてくる。そういう緊迫感の中では、やはりスムーズにロスのない避難行動を取ることが、ただバスで循環して回ればいいっていう問題でないんですよ。細やかなリストアップすることによってロスを少なくする、それにより迅速に避難行動が取れるそういう状況を作ることだと思っております。再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○**村長（中村 博君）** 避難時の避難者支援に関しましては議員ご指摘のとおり、きめ細やかなリストの作成が必要であります。本村におきましては、対象者、人口も少ないということもありまして、他の町から比べますとリストの更新はその都度でも可能かと思っておりますので、そこはどのようなふうに整理できるか担当課ともちょっと調整しながら進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

○**議長（相川繁治君）** 7番、佐野一紀君。

○**7番（佐野一紀君）** 村長のご意見というのは分かりました。そういう中でちょっと通告してないんですが、教育長にお伺いをして失礼なんですがよろしいですか。

学校の中のその防災マニュアルみたいなものがあると思うんですが、そういうものを一緒にこの避難時のあれに含めてできればと思うんですが、通告してないんでだめならだめでよろしいんですが、それで質問を終わります。

○**議長（相川繁治君）** 佐野議員、通告外というのがありますね、それから通告制取ってるわけですから通告外で答弁をとというのはちょっと常識外かなとそういうことでこの通告外については取り下げてください。

○**7番（佐野一紀君）** はい、取り下げます。

○**議長（相川繁治君）** 3番、大谷元江君。

○**3番（大谷元江君）** 議長の許しを得ましたので質問させていただきます。2点ほど質問させていただきますが、1つ目、村道の街路灯についてお伺いいたします。

村道静岡線と湯の沢なんですけど街路灯が木の陰に隠れていたり、切れていたりということで、昨年の住民懇談会でも指摘させていただいて改善してほしいということで要望しておりましたが、現時点でも改善がされておられません。木の陰に隠れているのが2つ、電灯が切れているのが2つ。数は少ないのですが他に村道もご

ざいますので、点検等を一度していただいて改善していただきたいのですが、このことに関して、村民の安全ということもありますし、改善されるべきと考えます。村長のご意見を伺います。

○**議長（相川繁治君）** 村長。

○**村長（中村 博君）** 街路灯の関係ですね、お答えいたします。湯の沢の街灯につきましては、不点灯箇所の球の交換を実施する旨ご回答させていただいておりますが、修繕が遅くなり、皆様にご不便をかけております。4灯の内2灯の球切れを確認しておりますので早めに改善してまいります。また、静岡線ですが、2灯ほど木の陰で見え辛い箇所を確認していますが、灯具の老朽化などもありますので今後は予算を見ながら対応させていただきたいと考えております。以上です。

○**議長（相川繁治君）** 3番、大谷元江君。

○**3番（大谷元江君）** 街路灯についてはよろしくお伺いいたします。

では質問2でございます。ファミリーサポートについて伺います。私が議員になった時にファミリーサポートはしていただけるのかということで村長に質問いたしましたところ、しませんというご回答をいただいていたんですが、昨年度の予算計上の中にチャイルドシート購入いたします、ということで回答いただいております。今年になっても周知がなされていまして、この予算が執行されているのかどうか伺いたしたいと思います。また、購入しているのであればどのようなものを購入しているのか、また村民に周知され運用されるのはいつ頃なのかお伺いしたいと思います。

○**議長（相川繁治君）** 村長。

○**村長（中村 博君）** チャイルドシートの関係でございますが、チャイルドシートの貸出しにつきましては、平成27年6月、それから9月

の定例議会において大谷議員からご質問いただいている件でございまして、平成29年3月に対象年齢は0歳から7歳まで使用可能なチャイルドシートを1台購入しております。運用でございしますが、実際に利用を希望される方がどれくらいいるのか、利用者のニーズ調査と合わせて貸出しを実施してまいりたいと考えておりまして、周知ですけどこれは早急に村広報等でお知らせしてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。中村村長3期目の出馬についてお伺いしたいと思います。本年9月で任期満了となりますが、継続出馬されると思いますが一言質問させていただきます。

この8年間を振り返ってみますと、中村村長は南富良野町との合併破綻になった後、村財政の立て直しをはじめ、ニニウ三角不動産キャンプ場の問題、湯の沢温泉、山菜工場の民間への売却、福祉施設とま〜るの新設、ジビエ工房森の恵み、バイオマス生産組合森林資源の活用など、また、村の懸念であった星野リゾートトマムの所有権移転の件が調停により解決されました。また、トمام地区におきましても住宅の新設、村道住宅内の舗装、ミナトマムの開設をはじめ、公園、給油所など数多くの実績を上げられ任期を迎えようとしていますが、中村村長におかれましては次期出馬されると思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。健康上の理由で8月27日に行われる村長選挙には出馬する考えはございません。以上でございます。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

◎村長不出馬表明

○議長（相川繁治君） 村長から発言を求められておりますので発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） ただいま議長より発言のお許しがありましたので、貴重な時間をお借りして一言、議会議員並びに村民の皆様へ御礼を申し上げます。先ほど工藤議員への答弁のとおり、次の村長選挙には出馬しません。占冠村長として2期8年の任期となりますが、「すべては村びとのために、村びとは村びとのために」を村政執行の基本理念として、行政を進めてまいりました。

任期中、村づくりについて議会議員の皆様方と真摯に議論を交わし、多くの行政課題を解決することができ、明日の占冠村の方向性を導くことができたと考えております。そして、議員各位と議論を重ねていく中で、一人の人間として成長することができました。これもひとえに議員の皆様のご指導、ご鞭撻によるもので心より感謝申し上げます。

村民の皆様を支えられた8年でもありました。本村に開拓の鍬が下されて114年が経ちますが幾多の困難を乗り越え、今の占冠があります。一つの時代も村づくりの主役は村民の皆さんであり、行政、特に町村においては、住民と行政が一番近い関係にあると言えます。これからも役場職員は、村民の皆様が何を考え、何を求めているかをあらゆる機会にとらえ、公正で公平な立場を踏まえて、住民活動を支援してまいりますので、皆様方一人ひとりが生活を大切に、生活の中から村づくりに参画されることを願ってやみません。

残された任期中も全力で村政を執行してまいりますので、議員の皆様方には、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。大変言葉足ら

ずでございますが、謝辞に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎日程第4 承認第1号から日程第16 承認第13号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第16、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第5号及び承認第7号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。内容につきましては、議案書2ページで説明をいたします。占冠村税条例等の一部を改正する条例。本条例は、国の地方税法等の一部改正に伴い、村税条例の一部を改正するものでございます。

議案書2ページから3ページにつきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、課税方式を決定できることを明確化。震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に関する固定資産税の課税標準の特例についての規定。4ページから7ページは、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を平成33年12月31日までの2年間延長すること、肉用牛売却による事業所得にかかる課税の特例を平成33年度まで3年間延長すること、耐震改修が行われた認定長期有料

住宅等に対する固定資産税の減免を受けようとする者が提出する申告書についての規定と、軽自動車税のグリーン化特例についての見直しと、適用期限を2年間延長する規定など法律改正に合わせて改正を行っております。また、7ページ中段からの附則におきまして、施行日を平成29年4月1日からとすることと、村民税・固定資産税・軽自動車税に関する経過措置、及び村税条例の一部改正条例の一部改正を規定してございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めるとについてご説明申し上げます。

緊急執行を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

議案書12ページをお願いいたします。占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本件は税制改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しのため、条例の一部を改正するものでございます。低所得者にかかる軽減判定所得の見直しにより、国民健康保険税5割軽減、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減基準を引き上げるもので、5割軽減対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者に乗ずる金額を26万5千円から27万円に。2割軽減対象となる世帯の所得判定基準については、48万円から49万円に引き上げるものでございます。施行期日は平成29年4月1日からとしております。また、本条例は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めるとについてご説明申し上げます。

緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。14ページをご覧ください。

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。本件は過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の改正に伴いまして、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、減価償却の特例において、情報通信技術利用事業を廃止しまして、新たに農林水産物等販売業を追加するものと、過疎地域の固定資産税の課税免除適用期間を2年間延長し、平成31年3月31日までとするものでございます。附則として、施行期日は平成29年4月1日からとしております。

続きまして議案書15ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。16ページをお願いいたします。

内容は、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第10号で、歳入歳出の予算の増減はなく、歳入歳出科目の組換えをするものと地方債の変更1件でございます。以下、事項別明細書において歳入から申し上げます。

21ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金において、4目、農林業費道補助金は、森林整備事業補助金で249万円の減額、森林整備加速化・林業再生事業交付金は749万円の増額でございます。21款、1項、村債において、3目、

農林業債は、林業専用道鬼峠2号支線開設工事業500万円の減額でございます。

続いて歳出になります。6款、2項、林業費で1目、林業振興費は財源振替でございます。戻りまして17ページお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。地方債の変更につきましては、第2表のとおり、過疎対策事業債、林業専用道鬼峠2号支線開設工事業で限度額を600万円から100万円に変更するものでございます。

続きまして23ページをお願いいたします。承認第5号になります。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。内容は、24ページの専決処分書でご説明申し上げます。

平成28年度占冠村一般会計補正予算、第11号は、翌年度に繰り越して使用できる経費について補正するものでございます。25ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費で内容を説明申し上げます。本繰越明許費は3件で、2款、3項、戸籍住民基本台帳費で通知カード・個人番号カード関連事務事業によるもので9万2千円。6款、1項、農業費は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業1億7554万9千円、2項、林業費は林業専用道鬼峠2号支線開設工事業で2754万円。11款、2項、公共土木施設災害復旧費は村道災害復旧工事業で9497万3千円、合計で2億9815万4千円を翌年に繰り越すものでございます。

続きまして議案書33ページになります。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。内容につきましては、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第12号で34ページの専決処分書でご説明申し上げます。

平成28年度占冠村一般会計補正予算、第12号は、歳入歳出それぞれ1億8330万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ29億8630万円とするものと地方債の変更6件でございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。歳入につきましては、実績額等に基づきまして増減額を整理しております。1款、1項、村民税において1目、個人は、現年課税分の所得割230万円の増額、滞納繰越分で60万円の増額。2目、法人は、現年課税分の均等割83万円の増額、法人税割で1380万円の増額、滞納繰越分で3万円の増額でございます。

1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税は償却資産679万円の増額、滞納繰越分で200万円の増額でございます。

1款、3項、軽自動車税において、1目、軽自動車税は、現年課税分22万円、滞納繰越分4万円の増額でございます。

1款、4項、村たばこ税において、1目、村たばこ税は旧3級品外2万7千円、旧3級品11万3千円の減額でございます。

2款、1項、地方揮発油譲与税は、地方揮発油譲与税26万2千円の増額。42ページになります。2款、2項、自動車重量譲与税は、1目、自動車重量贈与税44万8千円の増額。

3款、1項、利子割交付金は1目、利子割交付金16万6千円の減額。

4款、1項、配当割交付金は、1目、配当割交付金4万8千円の減額。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は、1目、株式等譲渡所得割交付金4千円の増額。

6款、1項、地方消費税交付金は、1目、地方消費税交付金332万9千円の減額。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金は、1目、ゴルフ場利用税交付金38万9千円の減額でございます。

43ページになります。8款、1項、自動車取得税交付金は1目、自動車取得税交付金、149万9千円の増額。

10款、1項、地方交付税は、1目、地方交付税で特別交付税額の確定に伴いまして1450万2千円の増額でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は、1目、交通安全対策特別交付金1千円の減額。

12款、1項、負担金は、1目、教育費負担金で日本体育・学校健康センター負担金、小学校分で8千円、中学校分で3千円の減額でございます。12款、2項、分担金は1目、農林業費分担金で畜産担い手育成総合整備事業分担金24万9千円の減額でございます。

44ページをお願いいたします。13款、1項、使用料は、1目、総務使用料で地域情報通信基盤施設使用料82万8千円の増額。2目、民生使用料で保育料22万4千円の減額。3目、衛生使用料で火葬場使用料6千円の増額、墓地使用料1万6千円の減額、汚泥再生処理センター残さ受入使用料27万5千円の減額、焼却灰受入使用料7千円の増額でございます。5目、農林業使用料で放牧地使用料1千円の減額、交流促進施設使用料2万1千円の増額、レクリエーションの森使用料1千円の減額、有害獣処理加工施設使用料1万7千円の減額でございます。7目、土木使用料で村営住宅使用料61万1千円の減額、村営住宅使用料、滞納繰越分で227万6千円の増額でございます。8目、教育使用料はコミュニティプラザ使用料7万8千円の減額でございます。

45ページになります。13款、使用料及び手数

料は、1目、総務手数料で臨時運行許可申請手数料9千円の増額、諸証明手数料11万6千円の増額、督促手数料1千円の減額。3目、農林業手数料は現況証明手数料3千円の増額でございます。

14款、1項、国庫負担金は、1目、民生費国庫負担金で社会福祉費国庫負担金3万円の増額、児童福祉費国庫負担金547万8千円の増額でございます。14款、2項、国庫補助金で1目、総務費国庫補助金は総務管理費国庫補助金697万7千円の減額でございます。2項、民生費国庫補助金は子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費8万2千円の増額。5項、農林業費国庫補助金は、山村活性化支援対策交付金5万円の増額でございます。46ページをお願いいたします。6目、教育費国庫補助金はへき地児童生徒援助費国庫補助金2万2千円の減額。7目、災害復旧事業費国庫補助金は道路橋梁費災害復旧事業費国庫補助金2972万6千円の減額でございます。

14款、3項、委託金で1目、総務費委託金は外国人登録事務委託金6千円の増額、参議院選挙委託金18万3千円の増額。2目、民生費委託金は国民年金事務委託金30万8千円の増額。3目、教育費委託金は少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金53万3千円の減額でございます。

15款、1項、道負担金で1目、民生費道負担金は社会福祉費道負担金2万2千円の増額、児童福祉費道負担金305万4千円の増額でございます。

47ページになります。15款、2項、道補助金で1目、総務費道補助金は地域づくり総合交付金390万円の減額。2目、民生費道補助金は社会福祉費道補助金13万9千円の増額でございます。3目、衛生費道補助金は健康増進事業道補助金2万6千円の増額。4目、農林業費道補助金は農業費補助金16万7千円の増額、林業費道補助

金521万9千円の増額でございます。

15款、3項、委託金で1目、総務費委託金は道民税徴収取扱費交付金5万6千円の増額、人口動態調査事務委託金2千円の増額、統計調査費委託金31万6千円の減額。2目、農林業費委託金は家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金8千円の増額でございます。

48ページをお願いいたします。16款、1項、財産運用収入で、1目、財産貸付収入は土地建物貸付収入469万3千円の増額、土地建物貸付収入滞納繰越分21万6千円の増額でございます。2目、利子及び配当金は、利子及び配当金で1万9千円の減額でございます。16款、2項、財産売払収入で1目、不動産売払収入は立木売払収入129万4千円の減額。2目、物品売払収入は指定ごみ袋売払収入3万3千円の増額でございます。

17款、1項、寄附金で1目、一般寄附金は202万1千円の増額。3目、ふるさと寄附金は14万円の増額。4目、民生費寄附金は福祉事業寄附金18万9千円の増額でございます。

49ページになります。18款、1項、繰入金で1目、財政調整基金繰入金は7938万3千円の減額。2目、畜産振興基金繰入金は5万円の減額。4目、農業振興基金繰入金は1874万円の減額。5目、福祉基金繰入金で930万円の減額。7目、林業振興基金繰入金は2460万円の減額。8目、減債基金繰入金は3千万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金で1目、繰越金は前年度繰越金66万3千円の増額。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料で1目、延滞金は2万4千円の増額でございます。20款、3項、貸付金元利収入で3目、特殊林産物振興資金貸付金収入は9万円の増額。7目、奨学資金貸付金収入は、現年分2千円分の増額、滞納繰越分82万9千円の増額でございます。

50ページをお願いいたします。20款、5項、

雑入で1目、雑入は説明欄のとおりの増減でございます。26万円の増額でございます。3目、旅客自動車運送事業収入は、富良野線旅客運賃59万6千円の増額、富良野線手荷物運賃1千円の減額、富良野線広告料1千円の減額、トママ旅客運賃24万4千円の増額、51ページになります。トママ線手荷物運賃1千円の減額、トママ線広告料1千円の減額でございます。

21款、1項、村債で1目、総務債は過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）で290万円の減額、農林業債は辺地事業債、道営森林管理道路アリサラップ支線開設工事業負担金10万円の減額、過疎対策事業債で林業専用道鬼峠支線開設工事業270万円の減額、林業専用道鬼峠2号支線開設工事業100万円の減額。土木債は過疎対策事業債で村道第2トママ団地2号線改良舗装事業200万円の減額、災害復旧事業債で道路橋梁災害復旧事業債3560万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。52ページをお願いいたします。歳出につきましては主に執行残の減額と歳入の確定による財源振替などを行っております。2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費は行政区長報酬6万円、社会保険料等210万円、常勤嘱託職員賃金284万円、旅費で100万円の減額でございます。2目、文書広報費は、役務費で12万円の減額。5目、総合センター管理費は需用費で65万5千円の減額でございます。7目、企画費は旅費59万3千円、役務費57万3千円、負担金、補助及び交付金で229万4千円の減額でございます。8目、支所費は需用費37万3千円の減額でございます。10目、旅客自動車運送事業費は財源振替でございます。11目、諸費は防災委員報酬5万円、報償費12万円、需用費で10万円、役務費で30万円、使用料及び手数料60万円の減額でございます。

53ページをお願いいたします。備品購入費は東日本大震災避難者支援生活備品購入費34万円の減額。扶助費で29万円の減額。12目、地域交通運送費は財源振替でございます。2款、2項、徴税费におきまして2目、賦課徴収費は委託料60万円、過誤納還付金45万円の減額でございます。2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費は財源振替でございます。

54ページをお願いいたします。2款、4項、選挙費で1目、選挙管理委員会費は旅費7万6千円、需用費2万4千円の減額でございます。3目、参議院議員選挙費は常勤嘱託職員賃金3万2千円、旅費2千円、需用費14万3千円、役務費2万3千円の減額でございます。2款、5項、統計調査費で1目、統計調査総務費は調査委員等報酬19万2千円、旅費2万4千円、需用費5万円、役務費5万円の減額でございます。

55ページになります。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金50万円、扶助費で140万円の減額、福祉基金積立金14万円の増額、繰出金880万円の減額でございます。2目、老人福祉費は移送サービス委託料50万円の減額。3目、国民年金費は財源振替でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金143万円の減額、扶助費は181万円の減額で、2目、へき地保育所費は、臨時雇上賃金146万円の減額でございます。

56ページになります。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は委託料89万円、繰出金は1180万円の減額でございます。2目、予防費は需用費130万円、委託料で181万円の減額。3目、環境衛生費は財源振替でございます。4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は最終処分場1工区覆土作業委託料129万6千円の減額でございます。

57ページです。6款、1項、農業費において、1目、農業委員会費は役務費36万5千円の減額。2目、農業振興費は農業振興・新規就農等支援対策補助金1079万4千円、農業振興基金積立金19万5千円の減額。3目、畜産業費は負担金、補助及び交付金136万6千円、畜産振興資金貸付金160万円の減額でございます。4目、農業構造改善事業費は財源振替、6目、交流促進施設運営費は管理人賃金で137万3千円の減額でございます。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は報酬9万4千円、報償費29万4千円、旅費20万2千円の減額でございます。

58ページになります。需用費は70万6千円円の減額。委託料51万円、使用料及び賃借料50万4千円、工事請負費315万6千円、備品購入費990万円、負担金補助及び交付金277万7千円の減額でございます。

59ページになります。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は需用費100万円の減額と財源振替、2目、観光費は観光協会運営補助金で117万円の減額でございます。

8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持費は臨時雇上賃金80万円、需用費390万円の減額。役務費56万円、委託料145万円、工事請負費180万円の減額でございます。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は需用費で205万8千円の減額でございます。

60ページになります。8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金660万円の減額でございます。

10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は占冠アスペン中学生短期交換留学事業補助金75万円の減額。3目、義務教育振興費は財源振替。4目、育英事業費は奨学資金償還金積立金83万1千円の増額でございます。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は燃料

費77万3千円の減額でございます。10款、3項、中学校費において1目、学校管理費及び2目、教育振興費は財源振替でございます。10款、4項、社会教育費において2目、公民館費は財源振替。3目、コミュニティプラザ管理費は賃金で55万円の減額でございます。

61ページになります。10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は賃金65万円の減額、需用費122万円、委託料142万円の減額でございます。

62ページになります。11款、2項、公共土木施設災害復旧費において1目、道路橋梁災害復旧費は委託料62万円、工事請負費は6552万4千円の減額でございます。

12款、1項、公債費において1目、元金は財源振替。2目、利子は一時借入金利子及び長期債年分利子で402万円の減額でございます。

63ページになります。14款、1項、職員費において1目、職員費は共済費で特別職及び一般職の共済組合分、一般職退職手当組合分で850万円の減額でございます。

戻りまして35ページから36ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。38ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、表のとおり、過疎対策事業債は林道専用道鬼峠2号支線開設工事業など4件と災害復旧事業債及び辺地事業債の計6件を変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 承認第6号及び承認第8号から承認第9号、並びに承認第12号から承認第13号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書の27ページをお願いいたします。承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊

急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月28日付で別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めたものであります。

内容は平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号です。議案書28ページをお願いいたします。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7870万円にするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

議案書31ページをお願いいたします。歳入は8款、1項、繰入金、2目、国保財政調整基金繰入金において200万円の増額です。歳出は2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費において200万円の増額するものであります。理由は3月にも増額補正をしておりましたが、見込み違いにより療養給付費に予算不足が生じたためであります。以上で承認第6号の説明を終わります。

次に議案書65ページをお願いいたします。承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めたものであります。

内容は平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号であります。議案書66ページをお願いいたします。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7820万

円にするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入については実績額等に基づき増減額を整理しております。69ページをお願いいたします。歳入からになります。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税は医療給付費分現年課税分282万5千円の増額、後期高齢者支援金分現年課税分で74万8千円の増額、介護納付金分現年課税分で14万2千円の増額。医療給付費分滞納繰越分で5万円の増額、後期高齢者支援金分滞納繰越分で4万円の増額、介護納付金分滞納繰越分で1万5千円の増額です。2目、退職被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分21万1千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で7万6千円の減額、介護納付金分現年課税分で4万7千円の減額です。

70ページをお願いします。3款、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金は83万8千円の減額、高額医療費共同事業負担金は1万4千円の増額、特定健康診査等負担金は7万7千円の増額です。3款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金は172万4千円の減額です。

4款、1項、療養給付費等交付金は4万4千円の減額です。

71ページ、6款、1項、道負担金、1目、高額医療費共同事業負担金は1万4千円の増額、2目、特定健康診査等負担金は7万7千円の増額です。6款、2項、道補助金、1目、道財政調整交付金は286万1千円の増額です。

8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は出産育児一時金繰入金で28万円の減額、その他一般会計繰入金で28万円の増額です。2目、国保財政調整基金繰入金は433万7千円の減額です。

72ページ、10款、1項、延滞金、加算金及び

過料、1目、一般被保険者延滞金において2万8千円の減額。10款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料で3万8千円の減額。10款、3項、雑入において2万円の減額です。

73ページは歳出になります。歳出につきましては執行残の減額と財源振替を行っております。1款、1項、一般管理費は財源振替です。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は財源振替です。2款、4項、出産育児諸費においては出産育児一時金で42万円の減額です。74ページ、2款、5項、葬祭諸費におきましては、葬祭費で8万円の減額です。

3款、1項、後期高齢者支援金等においては財源振替です。6款、1項、介護納付金については財源振替です。7款、1項、共同事業拠出金及び8款、1項、特定健康診査等事業費におきましても財源振替でございます。以上で承認第8号の説明を終わります。

次に議案書77ページをお開き願います。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。

内容は平成28年度村立診療所特別会計補正予算、第2号です。議案書78ページをお開き願います。平成28年度村立診療所特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8100万円にするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

81ページをお開き願います。歳入になります。歳入につきましては診療収入等実績額に基づき

増減額を整理しております。1款、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入は国民健康保険診療報酬収入47万1千円の減額、社会保険診療報酬収入125万円の減額、後期高齢者診療報酬収入50万3千円の増額、一部負担金収入73万円の減額、その他診療報酬収入で13万円の増額です。2目、トマム診療所診療報酬収入は国民健康保険診療報酬収入で7万6千円の増額、社会保険診療報酬収入で15万6千円の減額、後期高齢者診療報酬収入125万円の減額、一部負担金収入で6万円の減額です。1款、2項、その他診療報酬収入は1目、占冠診療所諸検査収入で8万円の増額。2目、トマム診療所諸検査収入は9万円の増額です。

82ページ、2款、1項、手数料、1目、占冠診療所手数料は2万8千円の増額、トマム診療所手数料は1万円の増額です。

3款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金は141万1千円の増額です。

4款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は880万円の減額です。

5款、1項、繰越金、1目、繰越金は38万9千円の増額です。

83ページをお開き願います。歳出は主に執行残の減額を行っております。1款、1項、1目、一般管理費は給料で71万2千円の減額、職員手当等で100万円の減額、共済費で131万円の減額、賃金で30万円の減額、報償費で96万円の減額、旅費で73万3千円の減額、使用料及び賃借料57万5千円の減額、負担金補助及び交付金で10万円の減額です。2目、占冠診療所管理費は需用費で46万円の減額、委託料で30万円の減額、使用料及び賃借料20万円の減額です。3目、トマム診療所管理費は需用費で40万円の減額、委託料で20万円の減額です。

84ページをお願いいたします。2款、1項、医業費、1目、占冠診療所医療用機械器具費に

において需用費10万円の減額、委託料30万円の減額です。2目、トマム診療所医療用機械器具費45万円の減額です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費は100万円の減額、トマム診療所医療品衛生材料費は90万円の減額です。以上で承認第9号の説明を終わります。

次に97ページをお開き願います。承認第12号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので同条第3項の規定により報告し議会の承認を求められます。

内容は平成28年度占冠村介護保険事業特別会計補正予算、第2号です。98ページをお開き願います。平成28年度占冠村介護保険事業特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9590万円にするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

101ページをお開き願います。まず歳入からになります。歳入は介護保険料国庫支出金等実績額に基づき増減額を整理しております。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料は52万8千円の増額。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は108万円の減額です。3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金は176万円の減額、2目、地域支援事業交付金は2万1千円の減額です。

4款、1項、支払基金交付金は1目、介護給付費交付金で366万円の減額。2目、地域支援事業支援交付金は4万3千円の減額です。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金は53万円の減額です。

102ページをお願いします。5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金は1万円の減額です。

7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護給付費繰入金で264万円の減額。2目、地域支援事業繰入金は200万円の減額。第1号被保険者保険料軽減分繰入金は6万8千円の増額、その他一般会計繰入金は事務費繰入金で23万5千円の減額、職員給与費等繰入金で399万3千円の減額です。7款、2項、基金繰入金は1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で160万円の減額。

8款、1項、繰越金、1目、繰越金は220万6千円の増額です。

9款、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入は7万円の増額です。

103ページをお願いします。歳出は主に執行残の減額と財源振替を行っております。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は財源振替です。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費は300万円の減額、介護支援サービス等給付費は130万円の減額、施設介護サービス等給付費は1130万円の減額、住宅改修費は20万円の減額です。

104ページをお願いいたします。2款、2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費は60万円の減額です。2款、3項、特定入所者介護サービス等費は130万円の減額です。

3款、1項、介護予防事業費、2目、包括的支援事業費は財源振替です。6款、1項、積立金は300万円の増額です。

次に105ページをお願いいたします。承認第13号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので同条第3項の規定により報告し議会の承認を求められます。

ります。

内容は平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号です。106ページをお願いいたします。平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2110万円にするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

109ページをお開き願います。まずは歳入からになります。歳入は診療報酬等の実績額に基づき増減額を整理しております。1款、1項、診療収入、1目、国民健康保険診療報酬収入は47万9千円の減額、社会保険診療報酬収入は53万円の減額、後期高齢者診療報酬収入は29万円の減額、一部負担金収入は16万7千円の減額です。

2款、1項、手数料は1目、事務手数料で5千円の増額、その他手数料で2万2千円の増額です。

5款、1項、雑入は16万1千円の減額です。

次に110ページをお願いいたします。歳出は執行残の減額を行っております。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費は需用費において40万6千円の減額、委託料において19万円の減額であります。

2款、1項、医業費、1目、医業費において需用費で35万6千円の減額、役務費において64万8千円の減額です。以上で承認第13号の説明を終わります。

○議長（相川繁治君） 国保会計について訂正がありますので、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ただいまご提案をさせていただきました承認の中で訂正がございましたのでご説明を申し上げます。議案書の28ページをお願いいたします。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号、

こちらの中で訂正がございます。歳入歳出予算の補正第1条、こちらですけれども、こちらに補正額の記載がございません。正しくは第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7870万円とする。2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。となるものでございます。後ほど差替えの文書のほうをお持ちしまして差替えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。承認第10号から承認第11号については、産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書85ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

議案書86ページをお願いいたします。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第8号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8370万円とするものでございます。事項別明細書により説明いたします。

議案書89ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給水使用料、1節、現年度分、給水使用料で281万2千円の増額。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費

国庫補助金、2節、簡易水道施設災害復旧費補助金8万8千円の増額。3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金、300万円の減額でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、15節、工事請負費で量水器取替工事10万円の減額でございます。

議案書87ページをお願いいたします。以上説明した内容で第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議案書91ページをお願いいたします。承認第11号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書92ページをお願いいたします。平成28年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9760万円とするものでございます。事項別明細書により説明いたします。

議案書95ページをお願いいたします。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、下水道事業、1節、現年度分、下水道使用料で106万円の増額。2目、浄化槽事業、2節、滞納繰越分、1千円の減額です。2款、使用料及び手数料、2項、手数料、2目、浄化槽事業、1節、検査手数料1千円の減額です。4款、繰入金、1項、繰入金、1目、下水道事業、1節、一般会計繰入金527万7千円の減額。2目、浄化槽事業、1節、一般会計繰入金132万3千円の減額でございます。5款、繰越金、1項、繰越金、1目、下水道事業、1節、繰越金、前年度繰越金で191万7千円の増額。2目、浄化槽事業、1節、

繰越金、前年度繰越金で132万6千円の増額です。6款、諸収入、1項、雑入、2目、浄化槽事業、1節、雑入で1千円の減額でございます。

96ページをお願いします。歳出をご説明いたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費、11節、需用費、光熱水費で53万1千円の減額です。13節、委託料で処理場維持管理委託料66万6千円の減額、処理場除雪委託料16万4千円の減額、汚泥運搬処理委託料17万7千円の減額、下水道台帳補正業務委託料17万2千円の減額、下水道管渠清掃委託料10万4千円の減額、マンホールポンプ点検委託料48万6千円の減額で、176万9千円の減額です。2目、浄化槽事業は財源振替でございます。

議案書93ページをお願いいたします。以上説明した内容で第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君）これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かお伺いいたしたいと思います。52ページ、補正予算の歳出のところ。2款、1項、7目、企画費の中の19節、廃屋除去事業補助金で60万円の減になっていますが、実績があったのかどうかお伺いいたします。そのページの下11目、諸費、14節です。ね、使用料及び手数料の災害用ポンプの使用料60万円の減というふうになっていますが、この内容についてお伺いいたします。

続きまして、57ページ、6款、1項、農業費の中の2目、農業振興費、19節の負担金、補助及び交付金、農業振興・新規就農等支援対策補助金の1079万4千円ですけれども、新規就農の

頓挫ということもあったのかもしれないですが、それにしても額が多いので内容についてお伺いいたします。

次、58ページ、同じく6款、2項、林業費の中の1目、15節、工事請負費の中の季節労働者対策保育工事費の115万6千円の減について詳細をお伺いいたします。

次、59ページ、7款、商工費、1項、2目、19節、観光協会の運営補助金117万円の減ですが、この内容についてお伺いいたします。

続きまして61ページ、10款、教育費、5項、保健体育総務費の1目、7節、65万マイナスから13節までスキー場とプール関連の部分で、トータルで329万の補正が出ているわけですが、この詳細についてまずお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案58ページ、工事請負費の季節労働者対策保育工事の減でございますが、現場が結果的にこの金額で収まったということでございます。実行はしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書57ページ、6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金の減額の内訳ですが、こちらにつきましては、新規就農希望者支援対策事業、これで150万円の減額。それと、新規就農者等支援対策事業、これで126万円の減額。それと、新規就農者が計画書の認定を受けた日から起算して3年以内に農作業機械を初期購入する場合、費用の2分の1に相当する額を一世帯当たり300万円を上限として補助

する事業がございまして、こちらです、466万2840円の減額になっております。こちらにつきましては、実績もございまして、実績では133万7160円の実績がございまして。続きまして、農業振興補助金、農業用施設整備事業で300万円の減額。それと、新規就農希望者の実習を受託した農家に対し、受託費といたしまして支給しているものがございまして、こちらで42万円の減額。小規模土地改良事業で4万8834円の増額となりまして、1079万4千円の減額となっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 議案書52ページの歳出、7目の企画費の19節、負担金、補助及び交付金の廃屋除去事業補助金60万円の減額でございますけれども、実績についてはなしということです。2件分見込んでおりましたけれども、申請する方がいなかったということで減額をさせていただいたところでございます。

続いて59ページの7款、1項、2目の観光費、19節、負担金、補助及び交付金の観光協会運営補助金でございますけれども、こちらの補助金の中に運営補助金と観光推進事業の補助金が、二つの補助金が入っておりまして、運営補助金については減額措置はございません。当初予算通り交付されまして、観光推進事業が実績によりまして事業費を減額していることからこの専決処分では117万円の減額措置を取らせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 52ページ、11目の諸費、使用料及び手数料の災害用ポンプ等使用料60万円の減額についてお答えいたします。これにつきましては、災害用の内水の排水用ポンプということで、予算を計上しておりましたが、

今回使用することなくというか、借りることなく終了したということで減額させていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 山本議員の質問にお答えいたします。61ページお願いいたします。保健体育総務費の内訳でございます。7節、賃金です。スキー場等開設賃金におきましては、スキー場の開設にかかる賃金でございまして、24万円。これは実績によるものでございます。中央トマムプール管理人賃金、これも実績によるものでございまして、31万円の減額。野外体育施設等の開設準備ということでこれも実績により10万円の減となっております。

需用費に関しまして、光熱水費主に電気料金、これは野外体育施設ですが、野球場、運動公園、スキー場、プールになっておりまして主に電気代25万円、内訳として、25万円電気代減額、水道使用料30万円の減額となっております。修繕料に関しましては、主にスキー場の圧雪車の修繕が安く済んだことに伴いまして67万円の減額としております。

13節、委託料でございます。スキー場管理委託料に関しては、人不足により教育委員会の職員が対応した部分がございます、82万円の減額となっております。野外体育施設、草刈に関しては、入札減により減額としております。保健体育地域活動輸送委託料ですが、これは実績ということで27万円の減額となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 52ページの廃屋除去の事業補助金ですけど、必要な補助金だと思うんですけど、近年の実績ってどういう感じなんですかね。今年も同じ60万円で計上されていますけども、実績がきちんとあるのかどうかというところを聞きたいと思います。

あと、61ページの今の保健体育費の件なんですけど、スキー場とプールということでオープン日、クローズ日の変動してるとは思うんですね。変動による実績なのか、それとも、他の理由なのか。というのは補正額でトータルで言うと329万ということですから、不確かな部分があるにせよ、できるだけ補正を少なくして他に有効に使えればというふうに感じるんですが、そのあたりのことをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） ただいまの山本議員のご質問にお答えさせていただきます。総体的に370万ということで、減額の予算の内容等については次長が説明したとおり、修繕費で大きかった圧雪車、これが当初、途中で補正がきかないということで予算計上させてもらいましたけれども、不幸中の幸いか余ったということです。

それとプールについての管理人でございますけれども、当初中央もトマムも管理人を指定して、それで予算計上させていますけれども、たまたま管理人の方が都合がつかないというところが大きかったものですから、その部分をうちの職員を派遣したということによってその分賃金が浮いたと。

それとスキー場の管理の件でございますけれども、本来、このスキー場の管理委託料は、委託してやっているわけなんですけれども、その委託先から人員の確保が付かないということで、これも急遽致し方ないということでうちの職員、あるいは他の方をお願いしてやったという経緯で、当初予算の見積もり、あるいは期間中の誤差というそういったものではございません。人員の手配が付かないということで教育委員会の職員を派遣したという理由によるものです。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。

休憩いたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時01分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して、会議を続けます。

企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） お時間を取らせて大変申し訳ございません。過去の実績ですけれども、27年度が3件、26年度はなし、25年度1件、24年度2件ということで28年については、今申し上げたとおりなしという実績でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけ質問させていただきます。実は、専決処分の総体的な考え方なんですけれども、毎年6月になると前年度分の執行残の専決処分が出ています。これを私はどうみても専決処分を利用したひとつの方法でやっているような気がしてならないんです。全部が全部どうのこうのっていう気はありません。例えば、3月いっぱいをもって、今のスキー場の話でございますが予定していた人がいなくなっちゃって職員が代わってやって賃金が余っちゃったと、そういう緊急性のものも出てくると思うんですけど、中身でもって2月中、1月中に既に分かって減額できる部分のかなりあるんでないかと思うんです。

それで、一般会計の35ページ、37ページは歳出ですか。35ページ、歳入の合計額なんですけれども、これで1億8330万が補正減額されています。この中でもって大きいのが1億6200万。これは基金に繰り入れしているからこれだけ貯金が余ったということは良いんですけれども、結局1億8300万というお金が歳出で使われていないという結果が表れていると思うんです。少なくとも1億8300万が3月末ぎりぎりまでにな

って専決処分までしてやらなきゃならんということはある得ないような気がするんですよ。既に1月、2月で分かると思うんですよ。

だから非常に予算執行上、言葉が悪いんですけども雑でないかと思うんですよ。もう少し綿密な計画のもとで予算を執行するならばこういう現象は起こらないと思うんです。以下、国保会計においても全部、細かい数字までこどもって補正されているんですよ、減額補正。だから私は専決処分がどういうものかと思ってちょっと再度調べてみたんですが、4つの条件があるんですよ。一口で言うと議会を開く暇がなくやむを得ない場合ということが主なんですけども。これを全部読まなくたって皆さんお分かりかと思うんですけど、もうちょっと予算執行上綿密な計画を立ててやってはいかがかと、これを指摘したんですけども、これについては村長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村博君） 事業を組み立てる時、設計、見積もり等で当初予算を計上して執行するわけですけど、当然、執行残がでてきます。その執行残の処理をいつするかということだと思いますけど、今回は専決でやらせていただいたということでありまして、ものによっては事業終了すればその時点で額も確定しますので、適正な時期に補正予算を組むなり、そういったことも必要であると考えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私の感じとしては、3分の2は3月の議会でも出せる補正予算だと思うんですよ。だから、通常もう少し神経を使って予算の執行をやればもっと額面が減っていくんでないかと思うんですよ。これがあるもんだから3月ぎりぎりまで使ってそれであとは専決でかければいいんだと、そういうふうな感じをどうしても持ってしまうんですよ。その

へんもうちょっと慎重にやらなきゃまずいんじゃないかと思うんですけど、村長もう一度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村博君） その担当担当で経理事務はやっておりまして、恣意的に逃したということはないとそのように考えております。ただ、今回額が多いというのが目につきますけど、これから先ほど申し上げましたように事業が確定すればその時点で補正予算を組むなり、そういったことも指導してまいりたいとそのように考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 一般的に国・道の補助金の実績報告っていうのはいつごろ行われているのか。それが3月ぎりぎりになって行われるのか、それとも12月前に精算事務をやって確定してしまうのか。そのへん特に工事関係だったらあると思うんですよね、そのへんちょっと伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村博君） 事案によっても違います。3月過ぎてから額が確定するという事案もございます。ただ、工事関係でしたら一般的には冬期間の工事っていうのはないことはないんですけど、北海道では少ないと思っておりますけど、ただ、額が確定されるのは事務検査等がございまして、一般的に工事が終わっても後になると、そういった事案が多いかと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 1点だけ質問させていただきます。専決処分の9号で、84ページ、医業費、5目、6目の診療所医療品衛生材料費、それぞれ100万と90万の減額になっております。これはどうしてちょっと金額が大きいので、詳細をお願いします。買われなかったのか、予算

したけど安かったのかということを疑問に思いましたので説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。診療所医療品衛生材料費につきましては、診療に必要な材料等でありまして、必要に応じて購入をしております、執行残によってこれだけの金額が残ったということでもあります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第12号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第17 報告第1号

○議長（相川繁治君） 日程第17、報告第1号、平成28年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書111ページをお願いいたします。報告第1号、平成28年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。本件は専決処分において補正しました繰越明許費について全額を繰り越すことを報告するものでございます。平成28年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書において内容のご説明を申し上げます。

2款、3項、戸籍住民台帳費において、通知カード・個人番号カード関連事務事業9万2千

円で、未収入特定財源9万2千円。

6款、1項、農業費は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業1億7554万9千円で、未収入特定財源1億7554万9千円。2項、林業費は林業専用道鬼峠2号支線開設工事事業2754万円で、未収入特定財源2754万円。

11款、2項、公共土木施設災害復旧費は村道災害復旧工事事業9497万3千円で、未収入特定財源9482万3千円、一般財源15万円でございます。以上、合計で2億9815万4千円を翌年度に繰り越すことを報告させていただきます。

○議長（相川繁治君） これで報告を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎日程第18 議案第1号から日程第22 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第18、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件から日程第22、議案第5号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第2号については、企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 議案書の113ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて。占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長

中村博。本件の提案理由でございますが、過疎対策事業債を活用し、事業を行うため法の定めにより占冠村過疎地域自立促進市町村計画に事業を追加し、計画の変更を行うものでございます。変更内容につきましては、お手元に配布させていただきました別紙占冠村過疎地域自立促進市町村計画（変更）によりご説明をさせていただきます。別紙をご覧くださいと思います。

1ページをお願いいたします。5、医療の確保、(1)診療施設、の診療所におきまして変更後の下線で示しました医療機器購入事業を追加するものでございます。2ページの参考資料は医療機器購入事業を追加し、変更後の概算事業費を記載しております。また、3ページは計画本文の変更理由書でございます。以上、ご説明とさせていただきます。

続きまして、議案書115ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村トママ給油施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて。占冠村トママ給油施設の設置及び管理に関する条例を次の通り制定する。平成29年6月15日提出、占冠村長中村博。

本件の提案理由ですが、第1条の目的にございますとおり、地域住民の生活環境の改善を図り、定住促進に資すると共に、災害時における燃料の自衛的備蓄を確保するためトママ給油施設を設置する条例を制定するものでございます。条例2条において施設の名称をトママ給油所と定め、3条から5条で指定管理者の指定に関すること、116ページの第6条から第9条で利用料金や利用に関すること、第10条で開設日及び開設時間について規定しております。附則において公布の日から施行することとしております。以上ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第3号から議案第

4号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書117ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして番号法の引用条項の変更、及び地方公共団体が条例により独自に特定個人情報を利用する場合においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能になることに伴いまして情報提供等記録にかかる規定の整理を行うものでございます。施行日は公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用することとしております。

続きまして、議案書119ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は地方税法等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては第1条が占冠村税条例の一部改正で、法人村民税の法人税割の税率を現行12.1%から8.4%に引き下げるものと、自動車取得税の廃止により軽自動車税に環境性能割が創設されることから納税義務者、税率などの必要な項目について定めるものでございます。また、個人村民税で附則第5条第1項の文言を控除対象配偶者から同一生計配偶者に改めるものでございます。第2条及び第3条においては、占冠村税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、第1条での改正に伴う平成26年改正附則第6条及び平成27年改正附則第37条について軽自動車税を種別割に変更するなど所要の整理を行うものでございます。施行日につきましては平成31年10月1日からとしまして附則第5条第1項の改正規定につきましては平成31年

1月1日から施行することとさせていただきます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号については、産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書125ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件はトマム処理区の下水道使用料について営業用、団体用として使用しているもの、新たに使用するものは平成29年7月27日まで半額となっていますが、現在の景気状況が続く中で料金の値上げをすることは各事業者の経営を圧迫することに繋がることから引き続き料金の半額措置と期間の延長継続のため本条例の一部を改正するものでございます。条例の施行期日は平成29年7月28日から施行しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第23 議案第6号から日程第27 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第23、議案第6号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件から、日程第27、議案第10号、平成29年度占冠介護保険特別会計補正予算、第1号までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第6号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書127ページをお願いいたします。議案第6号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第1号は歳入歳出それぞれ2790万円を増額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億3590万円とするものと、地方債の追加1件と変更3件で

ございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明申し上げます。

132ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金31万5千円、地方創生推進交付金220万円の増額でございます。

17款、1項、寄附金において4目、教育費寄附金は奨学資金で10万円の増額。

18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は3100万円の増額。

20款、3項、貸付金元利収入において7目、奨学資金貸付金収入は24万円の増額。20款、5項、雑入において1目、雑入は子育て応援事業利用料9万5千円、災害共済費45万円の増額でございます。

133ページをお願いいたします。21款、1項、村債において1目、総務債は過疎対策事業債で540万円の増額。3目、農林業債は防災対策事業債で小規模治山事業分650万円を減額し、林業施設災害復旧事業債650万円の増額でございます。5目、土木債は橋梁長寿命化事業で1190万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。134ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費はシュレッターリース料13万7千円の増額。2目、文書広報費はソフトウェア使用料6万8千円の増額。4目、財産管理費は修繕料5万2千円、埋設物処理委託料86万2千円の増額。5目、総合センター管理費は消耗品3万1千円、一般備品購入費1万9千円の増額でございます。7目、企画費は地域おこし協力隊活動分リース料75万6千円、地域おこし協力隊住宅料11万4千円、根室本線対策協議会負担金3万円の増額。8目、支所費はトマム地区公園ワークショップ委託料10万円の増額。11目、諸費は手数料2万6千円の増額。

無線局定期検査委託料3万8千円の増額でございます。

135ページです。2款、2項、徴税費において2目、賦課徴収費は社会保障税番号制度システム整備業務委託料31万6千円、公用車リース料で45万円の増額。

3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費で臨時雇上賃金85万8千円の減額。修繕料22万円、繰出金で50万円の増額でございます。3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金232万4千円、消耗品費15万円、子育て応援事業備品2万7千円の増額、2目、保育所費は臨時雇上賃金14万9千円の増額でございます。

136ページになります。6款、1項、農業費において、1目、農業構造改善事業費は修繕料33万5千円の増額。ニノウキャンプ場緊急渇水時飲用水運搬業務委託料13万円の減額。ニノウキャンプ場緊急渇水時飲用水タンク車使用料13万円の増額でございます。6款、2項、林業費において1目、林業振興費は需用費38万円、委託料で310万円、地域おこし活動機器使用料20万円の増額、小規模治山事業527万1千円の減額、地域おこし協力隊研修負担金30万円の増額でございます。

137ページをお願いいたします。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は保険料3千円、トマム給油所指定管理料560万円、トマム給油所改修工事326万円の増額でございます。2目、観光費は普通旅費15万円の増額でございます。

8款、1項、道路橋梁費において3目、橋梁維持費は財源振替でございます。8款、4項、都市計画費において3目、公園費は修繕料103万8千円の増額でございます。

10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は費用弁償1万8千円の増額。4目、育英事業費は奨学資金貸付金24万円、奨学資金寄附

金積立金10万円の増額でございます。

138ページをお願いいたします。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は需用費161万5千円、役務費6万円、小学校管理備品36万円の増額でございます。10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は修繕料26万円、役務費3万円、備品購入費18万円の増額。2目、教育振興費は修繕料95万円、教育振興備品購入費4万円の増額でございます。10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は臨時雇上賃金103万9千円の増額。2目、公民館費は委託料171万円、みんなの学校上映会実行委員会補助金6万円の増額でございます。

139ページになります。11款、1項、農林業施設災害復旧費において1目、林業施設災害復旧費は鈴木の沢地先治山施設補修工事調査設計委託料130万円の増額、小規模治山事業527万1千円の増額でございます。

14款、1項、職員費において1目、職員費は地方公務員災害補償金負担金6万1千円の増額でございます。

戻りまして128ページでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。129ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては表のとおり、過年事業分災害復旧事業債の追加と過疎対策事業債2件、防災対策事業債1件を変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第7号並びに議案第10号については保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書の141ページをお願いいたします。議案第7号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ2510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8250万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

補正内容の主な内容につきましては平成30年度に国保財政が北海道に一元化されることに伴い、市町村事務処理標準システム導入にかかる所要の経費を計上するものであります。事項別明細書により内容の説明をいたします。144ページをお開き願います。3款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金において516万6千円の増額、2目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金1248万3千円の増額。6款、2項、道補助金、1目、道財政調整交付金において516万6千円の増額。8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金において40万円の増額。9款、1項、繰越金においては188万5千円の増額です。

次に145ページ、歳出になります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費において委託料1192万7千円の増額、備品購入費において40万円の増額です。2目、連合会負担金において国保連合会北海道クラウド導入負担金で1088万8千円の増額です。3款、1項、後期高齢者支援金等、1目、後期高齢者支援金は107万3千円の増額です。4款、1項、前期高齢者納付金等、1目、前期高齢者納付金は1万4千円の増額です。6款、1項、介護納付金、1目、介護納付金は79万8千円の増額です。以上で議案第7号の説明を終わります。

次に157ページをお開き願います。議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億970万円にしようとするものであります。歳入歳

出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以降、事項別明細書により説明いたします。議案書160ページをお願いいたします。まず歳入からになります。3款、2項、国庫補助金、2目、地域支援事業交付金39万円の増額。5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金19万5千円の増額。7款、1項、一般会計繰入金、2目、地域支援事業繰入金は10万円の増額です。8款、1項、繰越金、1目、繰越金は31万5千円の増額です。

161ページをお開き願います。歳出になります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費において保険者ネットワーク負担金1万6千円の増額です。3款、1項、地域支援事業費、2目、一般介護予防事業費は2節、給料で70万6千円の減額、職員手当等で18万円の減額、共済費で38万7千円の減額、委託料で9万円の増額、負担金補助及び交付金で100万円の増額です。3目、包括的支援事業費において給料で70万6千円の増額、職員手当等で18万円の増額、共済費で39万円の増額です。賃金で51万4千円の減額、委託料で48万7千円の増額、使用料及び賃借料で8万2千円の減額です。以上で議案第10号の説明を終わります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号から議案第9号については産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書147ページをお願いいたします。議案第8号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億350万円とするものでございます。

議案書150ページをお願いいたします。事項別明細の歳入からご説明いたします。2款、国庫

支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金、2節、簡易水道施設災害復旧費補助金で45万3千円の増額。3款、繰入金、1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で150万円の増額。4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金で前年度繰越金54万7千円の増額でございます。

続きまして歳出のご説明をいたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費で修繕料150万円の増額です。15節、工事請負費で水道施設災害復旧工事100万円の増額でございます。

議案書148ページをお願いいたします。以上、説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議案書151ページをお願いいたします。議案第9号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。地方債の補正、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

議案書155ページをお願いいたします。事項別明細の歳入からご説明いたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道事業、1節、現年度分で下水道使用料20万円の減額。5款、村債、1項、村債、1目、下水道事業、1節、資本費平準化債20万円の減額、2目、浄化槽事業、1節、資本費平準化債で40万円の増額でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。3款、公債費、1項、下水道公債費、1目、元金、財

源振替でございます。3款、公債費、1項、浄化槽公債費、1目、元金、財源振替でございます。

議案書152ページをお願いいたします。以上、説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書153ページをお願いいたします。第2表、地方債補正で歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 7 月 19 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐 野 一 紀

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

平成29年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月16日（金曜日）

○議事日程

議長会議宣言（午前10時）		
日程第1	議案第1号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて
日程第2	議案第2号	占冠村トマム給油施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	平成29年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第7号	平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号	平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第9号	平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第10号	平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	同意案第1号	占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	同意案第2号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	同意案第3号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	同意案第4号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意案第5号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	同意案第6号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	同意案第7号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19	同意案第8号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	決議案第1号	議会広報特別委員会設置に関する決議について
日程第21	意見書案第2号	2017年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第22	意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第23	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第24		議員派遣の件
日程第25		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第11号	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて
追加日程第2	議案第12号	平成29年度占冠村一般会計補正予算（第2号） 副村長退任挨拶 代表監査委員退任挨拶

○出席議員（7名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	5番	山本敬介君		6番	五十嵐正雄君
	7番	佐野一紀君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	平岡卓	総務課長	多田淳史
企画商工課長	松永英敬	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当主幹	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） この変更の関係で総務産業常任委員会の中で説明されていて、具体的な中身について説明されたのかもしれませんが、もし聞き落していたら愚問になりますけれども、ちょっと聞きたいと思います。変更されて医療機器購入事業ということで、概算で事業費を1750万計上されています、計画の中に。平成29年と31年、32年でそれぞれ支出されるわけですが、これらについてどういったことを想定してこの変更計画の中で概算の事業を組んでいるのか。このへんの中身についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） ご質問の件についてお答えさせていただきます。平成29年度950万円の計上でございますけれども、こちらにつきましては占冠診療所にかかりますレセプト

コンピューター及びレントゲンの画像診断システムの機器のサポートが終了するため、機器の更新を行うものでございます。

31年、32年に関しましては、これは単年度予算の中で予算措置が、今後機器が使用できなくなった場合に必要になってきますけれども、あらかじめ過疎計画に搭載しておかないと起債を起すことができないということがありまして、31、32年についてはトマム診療所にかかります同様のレセプトコンピューターとレントゲンの画像診断システムを想定して計画に盛り込んだということをご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村トマム給油施設の設置及び管理に関する

条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 昨日一般質問の中でもこの件については質疑ありましたけれども、改めて条例制定にあたってトマムのガソリンスタンドの営業の概要ですね、いつから開始されて、どのぐらいの営業日数、どういった社団法人が販売をするのか、それと灯油の販売は行われるのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） ご質問にお答えいたします。まず、営業の概要につきましては、村のほうとしましては、週3回、1日3時間程度の限定営業ということで想定をしているところでございます。運営につきましては、正式には条例の定めによりまして指定管理を想定しておりますので、条例の手続きに基づいて議会の議決をいただかなければ正式には運営をお願いする先というんですかね、については言及できないんですけれども、この間申し上げてきましたとおり、村が必要な設備の整備を行ってですね、住民の協力を得てスタンドを再開させていくということからしまして、現在立ち上がっております一般社団法人、トマムスタンドのほうとの協議は進めていきたいなというふうに、現在のところ考えているところでございます。

灯油につきましては、人的な面、費用面、含めまして配送車を所有しないことといたしておりますので、灯油配送については行う考えは現在のところございません。しかしながら、冬期は燃料切れ、そういったものがあるかと思しますので、ポリタンク等で灯油等の販売について

は店頭で行っていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） もう1点お伺いいたします。週3日、1日3時間程度ということでありますけれども、住民の側から時間の延長ですとか、日数の延長ですとか、そういったことを住民もしくはリゾートのお客様からあった場合、営業日数を延ばすということは現時点で想定しているかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。営業時間等、日数等の延長でございますけれども、これは経費の大部分が人件費になっておりまして、こちら営業を拡大すれば当然経費のほう膨らんでまいりますので、現在のところこの体制で進めてまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これについて大雑把に昨日一般質問したんですけど、実際、実務に入りまして年間の計画、例えばどの程度収入があつて、どういうふうに支出されて、概算でもって年間でもってどの程度赤字が出るか、出ないか。こういう計画があると思うんですけど、それについてご質問いたしたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。給油所の年間の計画でございますけれども、概ねちょっとやり始めてみないと実際に分からない部分があるんですけども、1日4000の販売で、93日で算定しております。売り上げが480万ほど見込んでおりまして、しかしながら、

それにかかる仕入れも440万ほどかかるということで、利益については数十万という形になるかと思えます。

多くは先ほど申しあげました賃金が130万ほど、さらに給油所の設備、施設を維持していくための点検費用ですとかあるいは営業をしていくための費用、これについては全部の支出で申しあげますと800万ほどかかりまして、これに石油スタンドを営業していくための担保、これは現金担保になるんですけども、200万ほど預けるお金を含めまして、予算としましては1千万ほどという形で考えております。

売上げが先ほど申しあげた480万ほどですので、現金担保を含めまして村の支出は560万円程度、そのうち現金担保が200万ほど見ておりますので、実際にかかる実支出については360万円ほどを想定しているということがございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） やってみたいと実際分からないのは事実だと思うんです。それらの計画があればその計画書をいただけないか。今の計算ではもっともっと赤字出るような感じなんですけど、実際480万で仕入れが440万だと、8から4引くと40万円くらいのここでもって売上げしかないんですよ。そして、あと1千万円くらいかかるのでざっと計算すると800万円くらい毎年赤字になるような感じなんですけど、そういったことにならないかと思うんですよ。ちょっと私の計算が悪いかな。

どうも360万では済まないような気がするんですけど、どっちみちこれ始めたら地域振興という名目でもって始めてるんですから、ざっくばらんに隠さずに村財政をいくら支出するんだということをはっきり言っておかなきゃ、トマムだけの問題でないんですよ。こちらの人たちも非常に興味を持っているんですよ。ひいて言

えば、かなりの財政出動がするんでないかという心配もあるもんですから、もっとざっくばらんに。今年実際1年やってみないと分からないなら分からんでいいんですよ。概ねの計画があると思うんですけど、そのへんもう一度説明願います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） それではちょっともう少し、ごめんなさい、長谷川議員が全員協議会にご入院されておまして欠席されていたので資料が配布されていないということを今知りまして、その場で村の予算の概要について説明をしておりますので、その内容について繰り返しになるんですけども、ご説明をさせていただきます。

給油所の予算案につきましては、売上げが483万6千円、灯油の自家消費分が6万4千円、指定管理料が560万円。そのうち、運営費分として360万円、現金担保として200万円、合計1050万円でございます。これが収入になります。

支出のほうなんですけれども、共済費としまして5千円、賃金としまして137万7千円。需用費としまして83万5千円。役務費、64万1千円。委託費、42万9千円。原材料費、こちら燃料の仕入れ等ですけども496万4千円。雑費、24万9千円。現金担保、200万円。支出合計1050万円、これが7ヵ月分、今年度7ヵ月分の運営予算ということで計画をさせていただきます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村トマム給油施設の設置及び管理に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第3号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 2点ほどお伺いしたいと思います。実際収入源の試算で年間どのくらいの収入源になるのかということをお伺いしたいと思います。

あとですね、昨日の一般質問でも聞きましたけれども、やはりトマム地域、リゾートに関わる財政がこれから大変になってくるという中で5年間さらに継続をするという判断をしたということですが、今後、経営状況・財政状況をしっかり見てこの判断をしていくべきというふうに考えますが、改めてその部分をお聞きしたいと思います。その2点をお願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。この半額措置に伴います収入源についてでございますけれども、料金半額措置をしない場合はですね、予測ですが797万7696円でございます。これが半額になりますと398万8848円ということになりますので、この半額分が収入源となっております。

今後の財政状況ですが、議員仰るとおり、現在下水道事業においては一般会計からの繰入金に頼っている部分が多々ございますので、こちらにつきましては歳出、施設維持費等の歳出削減に努めたうえで進めて、この5年間延長している間はそのような形で進めていきまして、5年後になるか、この5年の間に料金の見直し等があればその時点でこの半額措置のほうも再度考えていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かお伺いしたいと思います。全員協議会でも聞いたところとかぶるところがありますが、村民の皆さんにしっかりと理解していただくために再度お聞きするのをお許してください。

まず、136ページ、6款、1項、4目の11節、需用費の修繕料ですね、33万5千円増の内容についてお知らせください。

続きまして137ページ、8款、土木費、4項、3目、公園費の11節、需用費、修繕料の103万8千円の増の詳細をお知らせください。

138ページ、10款、教育費、4項、社会教育費、2目、13節、委託料、村内学習塾の委託料ということですが、この内容について詳細をお知らせください。150ページ、150ページは行き過ぎかな、ごめんなさい、以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご

質問にお答えいたします。136ページ、6款、農林業費、1項、農業費、4目、農業構造改善事業費、11節、需用費、修繕料ですけれども、こちらにつきましてはニニウの水源からキャンプ場に向かっております水道管、場所が後藤さんの家から黒井さんの家までの間なんですけれども、これが今年の冬に地下凍結をしております、地下凍結している部分をおよそ場所は特定しておりますので、その場所の水道管の敷設替えを実施するものでございます。

続きまして137ページ、8款、土木費、4項、都市計画費、3目、公園費、11節、需用費のこちらの修繕料ですけれども、こちらにつきましては、農村公園のトイレの男子のトイレの洗面台の修繕、これが21万円です。同じく農村公園のトイレ、男子になりますけれどもこれの便器の洋式化、これが82万8千円でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 138ページをお願いいたします。山本議員の質問にお答えいたします。10款、4項、2目、公民館費、13節、委託料、村内学習塾委託料の内容でございます。この件に関しましては、占冠村まち・ひと・しごと総合戦略の施策として位置づけられておまして、村内学習塾の設置を検討することとなっております。この間、中学生アンケートで約7割の生徒が村内塾を希望していることが判明していることに対しまして公民館で実行できるということで判断しております。

内容なんです、中学1年生・2年生ですね、トマム学校で言うと7年生・8年生になるんですけれども、この子たちは年10回、月1・2回程度予定しております。中学3年生、トマム学校に関しては9年生は、年20回程度、月3回程度予定しております。科目に関しては英語・数学ということで予定しております、7月から

1月までを予定しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の138ページの学習塾についてですけれども、塾の講師はどういった形で手配するのか。また、次年度以降の継続について、どういうふうに考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 講師なんです、富良野のNPO法人といいますか学習塾を経営している方をお願いしようと思っております、次年度以降も今回の内容が良ければというか、継続していきたいという考えはございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 2点ほど質問させていただきます。132ページ、雑入の子育て応援事業利用料9万5千円の増、それに付随すると思うのですが、民生費児童福祉費、135ページ、3款、2項、1目、18節ですね、子育て応援事業備品2万7千円の増、この関連と何をどういうふうにするのか教えてください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。132ページ、雑入の子育て応援事業利用料でございますけれども、現在、トマム地区におきまして1歳児の一時預かり保育を実施しております、それにかかる保育利用料として徴収するものでございます。

続きまして135ページ、子育て応援備品につきましては、トマムのコミュニティセンターで行っております1歳児の一時預かり保育を行っている場所が、トマムコミュニティセンターの和室でありまして、和室と事務所の間で連絡する

ツールがないものですから、ワイヤレスインターホンを設置するものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。
4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけ、実は私の欠席中に細かい説明があったと思うんです。大変聞き辛いですけども、1点だけ教えていただきたいと思います。137ページの商工振興費のこれはトマム給油所の問題ですけれども、委託管理は先ほど360万ってお伺いしたんですけど、560万円になっているのと、この数字の違いですね。

もう一つはトマム給油所の改修工事ですけども、小破修繕はこれから修理が出てくると思うんですけど、概ね大きい修理は終わっているか。そのへんについて今後の見込みも併せてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） ご質問にお答えいたします。まず、委託料のトマム給油所の指定管理料でございますけれども、360万プラス現金預託分が200万円ございまして、これを合わせて560万円ということで計上させていただいているものでございます。

15節の工事請負費、326万円でございますけれども、こちらについては、内容はトマムの給油所のトイレが今和式トイレになっておりまして、こちらを水洗化する工事と、実際にお金をいただいて金銭管理を行うポスレジ機器を導入する工事、この2件で326万円の予算を計上させていただいております。概ね小破修繕等は今後発生するかと思っておりますけれども、営業に際してこの2つの工事を行えば大きなものについては現在想定をしております。今後も壊れなければ特別工事が必要になるものではないというふうには考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 134ページの歳出、総務管理費の中の4目、財産管理費の11節、需用費と13節、委託料の関係で埋設物処理委託料86万2千円とありますが、これは11節の修繕料を修繕するために埋設物を処理したということなんですか。これはどこで何を処理したんですか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。修繕料の5万2千円に関しましては、こちらについては集会所の修繕ということになってございます。

それから委託料、埋設物の処理委託料ですけれども、こちらにつきましては、美園の高台にございます村有地、かつて団地が建っていたところなんですけれどもあそこを今宅地として分譲して売るといふ、今は売っていないんですけれども、募集はしてないんですが、過去に募集した経緯がございます。その中で取り付け道路が宅内にございまして、そちらの側溝がまだ残っていたということでそれを撤去しまして、その処分費ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、平成29年度占冠村一

般会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、平成29年度占冠村国民保健事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予

算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 150ページ、2款、管理費、1項、1目の11節、需用費、修繕料の150万とその下の15節の工事請負費、水道施設災害復旧工事100万円、この2件の詳細をお知らせください。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 山本議員のご質問にお答えいたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費の修繕料ですけれども、こちらにつきましては水道管の漏水修繕を行うものでありまして、場所でございますけれども、占冠の占冠墓地の入り口から大体5~60m行ったところから村道の占冠湯の沢線のほうに国道を横断して水道管が渡っているんですけれども、そちらの国道横断の部分で漏水が見つかっておりまして、その部分の漏水修繕ということで今回150万円計上させていただいております。修繕のほうも両サイド、国道の車道は掘削しないんですけれども、両サイドを掘削いたしまして片側掘削の深さが深くなったりするものですからその部分で矢板を使ったりしますのでその部分で150万という高額な修繕料になっております。

15節の工事請負費、水道施設災害復旧工事でございますけれども、こちらにつきましてはトマムの昨年度大雨によりまして道路の路体が流されました村道トマム東1号線、こちらに埋設されてありました水道管を災害復旧により敷設するものでございます。延長につきましては63.8mで、今仮設道路に架設管を敷設しておりますので、その撤去が121mと、これを合わせまして100万円の計上とさせていただいておりま

す。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） このトマムの東1号線は災害復旧ということなので、これは国費等で補填されるということで考えていいんですか。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 災害復旧費の補助金を歳入の方に計上してございますけれども、45万3千円が災害復旧補助金として入る予定になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 161ページ、地域支援事業費、2目、19節、地域介護予防活動支援事業補助金、これはどこに使われるものかお知らせください。

それと包括支援事業費、GPS徘徊探知システム委託料7万2千円の増、これと14節の使用料、賃借料のGPS徘徊探知システム使用料が8万2千円減額になっております。そのへんの差をお知らせください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。3款、1項、2目の19節、地域介護予防活動支援事業補助金でありますけど、これにつきましては地域で介護予防活動を行う組織の育成及び支援に対し補助するものであります。今想定しているのは占冠村で立ち上がっておりますファミリーサポートセンター占冠への補助を予定しております。

包括的支援事業費のGPS徘徊探知システム委託料とその下の使用料の関係でありますけども、これにつきましては当初使用料で予算計上しておりましたけれども、委託料が正しかったということで科目振替をしたものであります。金額につきましてはその後の見積額によりまして変更になったものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

○議長（相川繁治君） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央。氏名、藤田まき。この度の提案は、鷲尾委員の任期満了に伴う後任の人事案件でございます。

人権擁護委員候補者として推薦する藤田まき氏は、北海道女子短期大学工芸美術科を卒業され、同年、北海道教育委員会に採用となりました。平成8年に村立占冠中学校に赴任され、平成19年3月に退職されましたが、指導力、包容力に優れていることから同年6月に村立トママ中学校に勤務され、現在に至っています。同氏は人望が厚く、人権に対する識見を持たれている方であり、適任者であることから推薦するものです。なお、藤田まき氏の経歴につきましては、裏面に記載しておりますのでご参照願います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることにご異議ありませんか。

◎日程第11 諮問第1号

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることに決定しました。

◎日程第12 同意案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第12、同意案第1号、占冠村監査委員の選任つき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央。氏名、木村英記。この度の提案は鷲尾監査委員の任期満了に伴う後任の人事案件でございます。

同意を求める木村英記氏は、昭和51年3月に千葉工業大学建築学科をご卒業後、民間会社に入社。昭和57年8月に占冠村役場に奉職し、平成24年3月に退職するまで建築技師として勤務に精励されておりました。平成29年5月からは村内の平和工業株式会社の取締役就任されておられます。監査委員になることができない規定がありますが、木村英記氏はそれらには該当せず、正義感、責任感が強く、適任者であることから提案するものでございます。なお、木村英記氏の経歴につきましては、裏面に記載してございますのでご参照願います。審議のほどよろしく願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第13 同意案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第13、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央。氏名、安田堅吾。

安田堅吾氏は大規模酪農経営を行い、平成29年1月にご子息に経営委譲し、現在は畜産クラスター事業により222頭から279頭の主要規模、搾乳頭数で言いますと120頭から260頭規模へ拡大予定で、搾乳ロボット牛舎の新築を進めております。平成14年7月に農業委員として初当選し、5期15年農業委員として活動されております。平成25年には、北海道指導農業士に認定され、担い手育成の指導的な立場にあり、適任者として同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会委員の選任に関する規則第2条第1号の一般募集による選任となります。なお、

同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第14 同意案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第14、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字双珠別。氏名、堀井京子。

堀井京子氏は、黒毛和種繁殖経営を平成7年12月に父親より経営委譲を受け、認定農業者として営農を続けられ現在に至っています。農業委員の経験はありませんが、女性農業者の目線から農業委員会に意見を反映できる立場にあり、

適任者として同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会委員選任に関する規則第2条第1号の一般募集による選任となります。同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 同意案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第15、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したので、農業委員会等に関する法律第8条第1

項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字上トマム。氏名、江頭謙一郎。

江頭謙一郎氏は、平成8年に新規就農者として字上トマム地区に入植。有機循環農業により多品種少量生産、六次産業化を手がけられ地域への行商を行い、安全安心な農産物販売を行っています。また、農家民泊など農業体験者を積極的に受け入れ、先進的な活動に従事されています。江頭氏は平成20年より農業委員となり、農地法にも詳しく、今までの経験から新規就農者の先輩としても助言ができる適任者として同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第1号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第16 同意案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第16、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求め

ることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央。氏名、鈴木雅士。

鈴木雅士氏は大規模酪農経営を父親より移譲を受け、経営規模を拡大し、後継者を有する認定農業者でございます。農地の保全や遊休農地対策に力を注いできたことから今後も地域農業者への指導、並びに助言を行っていただく適任者として同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第1号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してございますのでご参照願います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第17 同意案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第17、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。

5番、山本議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので退場を求めます。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字占冠。氏名、山本敬介。

山本敬介氏は、平成23年7月に議会推薦で農業委員会委員として選任され、2期6年間学識経験者の立場として公平な判断をいただいております。農業者の指摘を受けながら村の農業施策を充実させる考えをお持ちであり、今後、様々な問題に政策的提案をいただける適任者として同意を求めるものでございます。この度は、占冠村農業委員会委員選任に関する規則第2条第1号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 質問させていただきます。私は議会議員から農業委員に立候補し、村長の推薦を受けたのもろ手を挙げて賛成したいのですが、残念ながら賛意を表すことができません。本件に反対致します。その理由として、人事案件なので細々と言うことは差し控

えなければならぬのですが、一言だけ申し上げたいと思います。

まず、第一に議会推薦により6年間、本人の希望もありまして送り出しましたが、農業委員としてその職責が見られないと。また、一度も議会報告もない現状で、申し上げたようにその職責を果たされていないのが現状であります。占冠村においての現状を私なりに見たときに、実際において農地が不足していると、遊休農地を活用し、農地拡大をしながら農業の経営安定をしなければならない大事な時期となっておりますし、また、村が進めている高齢化対策、村では、新規就農施策として実際に行っておりますが、これらに関する発言等それらの痕跡が全く見られていない現状でございます。

議員は占冠村の政治家であります。ボランティアではありません。農業に関する情勢を調査・研究して問題の解決をすることが与えられた任務であると思いますし、私はこれらを完遂していないというふうに見ております。参考までに27年から遡って農業委員会の議事録等を精査させていただきましたけれども、それらしき発言はまず見られないということでございます。そういう面からみて、本人は適任でないというふうに判断しましたので、本件につきましては反対致します。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論から原案に反対の討論から行います。反対討論ありませんか。

申し上げます。今、長谷川議員が言われたのは質疑であって、討論ではないので、質疑の後に討論を行うわけですが、まず、反対討論から、原案に反対討論から先に行ってくださいと。そ

して、反対討論しなければしないでそれは構いません。その後、賛成討論があれば賛成討論をしていただいて、反対討論、賛成討論を交互にやっただ中で採決に入っていくと、そういう形になりますので、そこをご理解の上で、質疑はこれで終わったので、討論ということで、反対討論があれば反対討論から伺います。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ただいまご意見を申し上げましたとおり、過去6年間の農業委員としての実績が見られなかったということで、私は本人が農業委員として適任者でないということで反対致します。以上です。

○議長（相川繁治君） 賛成討論ございますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 山本議員は自ら農業を営んでいるわけではありませんけれども、占冠村において基幹産業である農業をどのように守り育てていくかということで自らそういったことで農家の方々と十分話し合いをしながらこの間議会等にも反映させていただきました。また、自ら私的に先進地の農業を視察したり、農業法人等に行って自ら農業についての意識を高めるようなことをやっています。そういった意味では多くの農業委員の方々がいますけど、異色の存在の中で自らそういった努力をしているということです。そういった意味でこれからこの占冠村において、農業委員会の一人として小さな農家を含めてそういった日の当たるような農業が進められるような施策というものを大変期待できる人物でありますので、山本議員が農業委員になることを賛成いたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） これで討論を終わります。

反対意見がありましたので起立によって採決したいと思います。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名、反対1名）

○議長（相川繁治君） 起立多数ですので、したがって本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第18 同意案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第18、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字上トмам。氏名、水野利行。

水野利行氏は、昭和52年に上トмам地区に新規就農者として入植。黒毛和種繁殖経営を手掛け、実習生の受け入れ等積極的に担い手の育成に取り組まれてきました。平成5年7月より農業委員として24年間の経験と長年の実績からトмам地区からの推薦者として申し込みがあり、地域を代表するものとして同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第2号の村内の地区推薦による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してございますのでご参照願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第19 同意案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第19、同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(中村 博君) 同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。平成29年6月15日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字双珠別。氏名、熊崎一弘。

熊崎一弘氏は、平成17年に経営委譲を受け、平成18年には認定農業者となり、黒毛和種繁殖経営、施設園芸でメロン、ミニトマト、野菜などを生産し、直売や新たな販路拡大に取り組み、意欲的な農業経営を行っています。平成23年7月より2期6年の間農業委員として経験を積み、自ら農業実習性を受け入れるなど営農的に積極的な取り組みを行っており、適任者として同意を求めるものです。この度は、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第1号の一般

募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してございますのでご参照願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第20 決議案1号

○議長(相川繁治君) 日程第20、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) 決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成29年6月15日、占冠村議会議長、相川繁治様。提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰。賛成者、同じく山本敬介、同じく賛成者、五十嵐正雄、同じく賛成者、佐野一紀。

議会広報特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報特別委

員会。2、設置根拠、地方自治法第110条及び占冠村議会委員会条例第4条。3、目的、住民に議会の活動を理解してもらうため、議会広報に関して、発行及び調査研究を目的とする。4、委員の定数、4名、後期でございます。5、設置機関、本委員会は、議会の閉会中も開会できるものとし、本件の目的を達成するまで継続し、議員の任期満了までとする。以上です。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、長谷川耿聰君ほか、3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。議会広報特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により、長谷川耿聰君、山本敬介君、五十嵐正雄君、佐野一紀君、以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、議会広報特別委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩中に議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前11時42分
再開 午前11時44分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告いたします。委員長に長谷川耿聰君、副委員長に五十嵐正雄君。以上で報告を終わります。

◎日程第21 意見書案第2号から日程第23 意見書案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第21、意見書案第2号、2017年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件から日程第23、意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書までの件、3件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。意見書案第2号については、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 意見書案第2号、2017年度北海道最低賃金改正に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成29年6月16日提出、提出者占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく佐野一紀、賛成者、同じく大谷元江。2017年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについては例年本議会において意見書案を関係機関に送付しているわけですけれどもなかなか上がってこないというか、最低賃金が上がらないという状況にあります。最低賃金が上がらなければその近傍で働く方々の生活はもとより一層厳しいものになり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては2017年度の北海道最低賃金の改正に当たって以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経

済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成29年6月16日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長。以上、提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第3号については、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出いたします。平成29年6月16日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、佐野一紀、賛成者、同、山本敬介。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、2017年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配

定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29760人は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員に留まりました。連合総研の報告によると、教職員の7～8割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充

が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教職員定数改善など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消に向けたより実効ある対策を早期に実現するよう要請します。

6、高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現するよう要請します。

7、教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教

職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生規制改革担当大臣、以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。意見書案第4号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成29年6月16日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、工藤國忠、賛成者、同、五十嵐正雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書。地方自治体は、子育て支援策の充実、社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と提供が困難となっており、人材確保とこれに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

このような状況の中、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を

求めます。

記、1、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入の廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、現行水準を確保し、一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかること。

7、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣以下記載のとおりです。以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第2号、2017年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第4号、地方財政充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議員派遣

○議長（相川繁治君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

**◎日程第25 閉会中の継続調査・所管事務調査
申出**

○議長（相川繁治君） 日程第25、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時18分

◎追加日程の決定

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、村長から議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての件から議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第2号についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第12号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2と

して議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第11号

○議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村博君） 議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての提案の趣旨をご説明申し上げます。対象は、新規就農支援事業の不適切な処理でございます。占冠村総合計画担い手対策の新規就農者への支援事業において、土地利用対策、営農類型等の具体的な計画を定めず希望者を受け入れ、窓口の新規就農支援協議会が十分に機能せずに3名の新規就農希望者が就農前に離村するという異常事態を招いてしまいました。

この件に関しましては、去る3月9日開催の第2回占冠村議会定例会の総務産業常任委員長の報告にありますように、一つ目として、農業の難しさ、厳しさ、賃金等の説明不足、二つ目として、安心して就農できる農地の提供、三つ目として、不安・不信感を持たれない対応、という事務の基本の欠如による不適切な処理が原因であります。就農に至らなかったことで499万4944円の財政出動を余儀なくされ、村民の皆様、議会に多大なご迷惑をおかけする結果となりました。行政の責任者として給与の減額をもってその責めを果たすものであります。

なお、管理監督及び担当職員につきましては、占冠村職員懲戒審査委員会に諮問し、具申をいただき、去る6月14日処分をいたしました。提案の内容につきましては、総務課長が行いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） 提案理由の説明につきましては、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それではお配りしました議案書181ページになります。議案第11号、特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、先ほど村長より申し上げました提案理由により特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の制定について議会の議決を求めようとするものでございます。

本条例は村長の給与の特例を定めており、平成29年7月1日から、同年7月31日までの間における給与月額、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成29年7月分として支給する給与から100分の10を減じた額を支給するものとするものです。附則といたしまして、施行期日は平成29年7月1日から施行することとし、平成29年7月31日限りでその効力を失うとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第11号、特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第12号

○議長（相川繁治君） 追加日程第2、議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書183ページをお願いいたします。議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第2号は、占冠村議会議員の辞職に伴い、8月27日執行の占冠村長選挙と便乗して補欠選挙するため必要な経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億3890万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて歳入から申し上げます。

187ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において、1目、繰越金は、前年度繰越金で300万円の増額でございます。

続いて、歳出になります。2款、4項、選挙費において、4目、村議会議員選挙費は、投票管理者等報酬、45万円、職員手当等、118万円、賃金、12万1千円、費用弁償、5千円の増額。需用費、44万9千円、役務費、26万4千円、委託料、35万1千円、ポスター掲示板リース料18万円の増額でございます。戻りまして、184ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明

を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第2号についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎副村長退任挨拶

○議長(相川繁治君) 副村長より退任に際して、議員各位に対しての退任挨拶がありますのでその発言を許します。

副村長。

○副村長(堤 敏満君) 定例会のお時間をお借りしましてご挨拶の機会をいただきありがとうございます。私事で恐縮でございますが、本年11月26日の任期満了を待たずに退任させていただくことになりました。昭和49年8月1日付けで占冠村に奉職いたしまして、副村長在任期間を含め、42年11か月に渡り微力ではありますが村づくりに参画をさせていただきましたことを深く感謝申し上げます。

顧みますと、最初は企画統計係に配属され、翌年に実施されます国勢調査の準備にあたりま

した。その後、教育委員会、議会事務局以外のすべての課とトマム支所を経験させていただき、農協や市町村合併、斎藤木材の村有化、山菜工場の民営化、ニニウ自然の国の裁判、それとリゾートの調停といった懸案処理に携わりました。中でも平成16年の総務課長担当時から現在まで関わりました村有リゾート施設の処理は去る1月23日、札幌地方裁判所の第8回調停期日においてようやく合意に達しました。長年の行政課題が13年あまりの歳月を費やし、全てが解決することになり、自分自身で重責を果たせ安堵しているところでございます。これからは新たな体制で村有リゾート施設の売却履行を実現することが待たれており、加えて、自身の体調も考え、早い時期で一線を退き、後進に委ねるべきであるということを常々考えておりました。このような理由から、3月30日に中村村長に退職の申し出をし、5月29日付で受理をいただき、6月30日をもって43年あまりの地方公務員生活を終えることになりました。

この間、議員の皆様には公私とも大変お世話になり、心からお礼を申し上げます。何卒事情をご推察の上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

○議長(相川繁治君) これで副村長の退任挨拶は終わりました。

◎代表監査委員退任挨拶

○議長(相川繁治君) 鷲尾代表監査委員より退任に際して、議員各位に対しての退任挨拶がありますのでその発言を許します。

鷲尾代表監査委員。

○代表監査委員(鷲尾心英君) ただいま相川議長様より発言のお許しをいただきましたのでこの場を借りまして一言述べさせていただきます。前例のない中で私事に対して特段のご配慮

を賜りますと共に、貴重なお時間を頂戴いたしましたことに深くお礼を申し上げます。

顧みますと、平成9年6月に任命を受けて以来、平成29年本日まで村代表監査委員として精励させていただきました。もともと浅学非才の身でありながらなんとか今日まで曲がりなくともその責務を全うすることができました。ひとえに二十数年来の長きにわたる中において勤められたことはご縁のあった多くのご指導とご支援の賜物と感じ、改めて深く敬意を表しまして、議員各位にお礼を申し上げる次第でございます。終わるにあたりまして、皆様方の益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成29年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 7 月 19 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 佐 野 一 紀

占冠村議会議員 工 藤 國 忠